

昭和三十九年二月

四日市市議会会議録目次

会議録署名議員の指名について	一四
会期の決定について	一四
昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について	一四
委員長報告：質疑、討論、認定	一四
専決処分について	一四
議案説明：質疑、討論、承認	二二
四日市市緑化条例の制定について	三〇
議案説明：質疑、討論、議決	三〇
四日市市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてその他	三九
議案説明：質疑、討論、議決	三九
工事請負契約の締結についてその他	五八
議案説明：質疑、討論、議決	五八
字の区域の変更についての意見について	六〇
議案説明：質疑、討論、議決	六〇
緊急質問	

ページ

前川辰男君

近鉄湯の山線乗入れに伴う交通安全対策について……………六一

喜多野等君

四日市商業高校定時制生徒の校舎移転に対する態度について……………六五

訓覇也男君

青少年補導センターの強化について……………七一

四日市商業高校定時制校舎の早期建設に関する意見書提出について……………

七八

議案説明：質疑、討論、議決……………

昭和三十九年二月二十七日

四日市市議会臨時会会議録

四日市市議会

昭和三十九年四月四日市市議會臨時會議事速記録

○昭和三十九年二月二十七日(木曜日)午後二時六分開会

○出席議員(三十八名)

坂	宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	米
上	崎	木	藤	積	川	多	田	井	垣	谷		村	藤	田
長	春	愛	太	政	辰	野	久	妙		祐	安	与	宗	好
十	吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	一	一	兼
郎	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	記

○議案説明のため出席した者(二十八名)

市 助 助 市
 長 役 役 長
 平 二 庄 川 園 市 村
 田 宮 司 崎 浦 川 市
 佐 良 祐 和 善 喜
 矩 一 男 己 雄 代
 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員(一名)

酒 井 昌 一 君
 谷 口 專 九 君
 訓 覇 也 男 君
 味 岡 一 郎 君
 山 本 米 一 郎 君
 増 山 英 一 君
 渡 部 権 太郎 君

田 村 末 松 君
 中 島 忠 勝 君
 野 崎 貞 芳 君
 日 比 義 平 君
 荒 木 武 治 君
 矢 田 繁 一郎 君
 伊 藤 泰 一 君
 須 藤 総 太郎 君
 大 島 武 雄 君
 前 川 宗 雄 君
 加 藤 定 男 君
 早 川 和 一 君
 山 中 忠 一 君
 高 橋 伊 祐 君
 笠 田 七 衛 君
 服 部 昌 弘 君
 橋 詰 興 隆 君
 永 田 利 一 君

衛生部長	中山英郎君
土木部長	城井義夫君
建設部長	白峰久駿君
開発局開発部長	鬼頭鉄郎君
人事課長	佐々木晃精君
會計課長	小林清君
總務課長	天野正春君
財務課長	伊藤涼一君
稅務課長	平井清三君
農林課長	芝田敬太郎君
保險課長	川口敬太郎君
都市計画課長	長谷川正逸君
下水道課長	天野助春君
監理課長	杉本治芳君
消防長	竹内鉄雄君
市立病院事務長	松野蕙亮君

○市議会议務局(五名)

副事務長	田中正一郎君
水道局長	岩野見齊君
總務課長	滝伝之助君
教育委員長	杉浦西太郎君
教育長	山本軍一君
事務局長	菊地英也君
議事係長	川原田裕君
調査係長	小坂靖君
主事	坂倉紀久君
主事	佐藤正俊君

○議事日程

昭和三十九年二月二十七日(木曜日)午後二時開会
才一 會議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について

才三 議案才一三八号 昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに

各特別会計等歳入歳出決算認定について……委員長報告：質疑、討論、認定

才四 議案才一 号 専決処分について……議案説明：質疑、討論、承認

才五 議案才二 号 四日市市緑化推進条例の制定について……議案説明：質疑、討論、議決

才六 議案才三 号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部改正について……

才七 議案才四 号 四日市市職員給与条例の一部改正について……

才八 議案才五 号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才八回追加

更正予算……

才九 議案才六 号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市

病院費歳出才四回追加更正予算……

才一〇 議案才七 号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立印刷所

費歳入歳出才一回追加予算……

才一一 議案才八 号 昭和三十八年度四日市市特別会計統輪事業費

歳入歳出才四回追加予算……

才一二 議案才九 号 昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保

險費歳入歳出才二回追加更正予算……

才一三 議案才一〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計と畜場食肉

市場費歳入歳出才一回追加更正予算……議案説明：質疑、討論、議決

才一四 議案才一一号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道

費歳入歳出才二回追加更正予算……

才一五 議案才一二号 昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場

費歳出才一回追加更正予算……

才一六 議案才一三号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才三回

追加更正予算……

才一七 議案才一四号 工事請負契約の締結について……

才一八 議案才一五号 工事請負契約の締結について……

才一九 議案才一六号 工事請負契約の締結について……

才二〇 議案才一七号 工事請負契約の締結について……

才二一 議案才一八号 工事請負契約の更正について……

才二二 議案才一九号 工事請負契約の更正について……

才二三 議案才二〇号 購入契約の締結について……

才二四 免職才一 号 字の区域の変更についての意見について……

追加緊急質問 近鉄湯の山線乗入れに伴う交通安全対策について

四日市商業高校定時制の校舎移転に対する態度について

追加緊急質問 青少年補導センターの強化について
// 発議才二 四日市商業高校定時制校舎の早期建設に関する意見書提出について

○本日の会議に付した事件

- 才一 会議録署名議員の指名について
- 才二 会期の決定について
- 才三 議案才一三八号 昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について
- 才四 議案才一 号 専決処分について
- 才五 議案才二 号 四日市市緑化推進条例の制定について
- 才六 議案才三 号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 才七 議案才四 号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 才八 議案才五 号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才八回追加更正予算
- 才九 議案才六 号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳出才四回追加更正予算
- 才一〇 議案才七 号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立印刷所費歳入歳出才一回追加予算
- 才一一 議案才八 号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才四回追加予算
- 才一二 議案才九 号 昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費歳入歳出才二回追加更正予算
- 才一三 議案才一〇 号 昭和三十八年度四日市市特別会計と畜場食肉市場費歳入歳出才一回追加更正予算
- 才一四 議案才一一 号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才二回追加更正予算

- 才一五 議案才一二号 昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳出才一回追加更正予算
- 才一六 議案才一三 号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才三回追加更正予算
- 才一七 議案才一四 号 工事請負契約の締結について
- 才一八 議案才一五 号 工事請負契約の締結について
- 才一九 議案才一六 号 工事請負契約の締結について
- 才二〇 議案才一七 号 工事請負契約の締結について
- 才二一 議案才一八 号 工事請負契約の更正について
- 才二二 議案才一九 号 工事請負契約の更正について
- 才二三 議案才二〇 号 購入契約の締結について
- 才二四 議案才一 号 字の区域の変更についての意見について
- // 追加緊急質問 近鉄湯の山線乗入れに伴う交通安全対策について
- // 四日市商業高校定時制の校舎移転に対する態度について
- // 青少年補導センターの強化について
- // 四日市商業高校定時制校舎の早期建設に関する意見書提出について

○議長(田村末松君) ただいまより昭和三十九年二月、四日市市議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十六名であります。
本日の議事につきましては、すでに配布いたしました日程により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願ひ

たします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（田村末松君） これより会議を開きます。

日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、宮崎議員と坂上議員にお願いすることにいたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才三、議案才百三十八号昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計

等歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に対する決算特別委員長の報告を求めます。

永田委員長。

〔決算特別委員長（永田利一郎君）登壇〕

○決算特別委員長（永田利一郎君） 決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

昭和三十八年十二月定例会において、議案才百三十八号をもちまして、昭和三十七年度の決算認定についてが上程付議されたのでありますが、本案の審査につきましては、本年は十二名をもって構成する決算特別委員会が設置されかつ、閉会中の継続審査として本委員会に付託されたものであります。

とくに今回の審査にあたり、委員の方々には連日長時間にわたりまして御苦勞をわずらわし、慎重審査を願いましたことに對しまして、從基なる敬意を表しますとともに、御協力をいただきました執行部の関係各位に對しまして厚くお礼申し上げる次第であります。

本委員会の審査方針といたしましては、才一に予算執行上の行政効果を最重点とし、才二に会計経理上の過誤の有無、収支の適法性と、これが執行上あらわれた不適用額を中心として、委員会は延べ五日におよび委員各位から各方面にわたり活発なる質疑が行なわれたのであります。

それでは、まず一般会計から申し上げます。

本年度一般会計決算は概観し歳入決算額三十五億四千五百一十一万三千九百余円であり、歳出決算額は三十三億二千六万六百余円で、差し引き二億二千五百五十三万二千二百余円となり、翌年度に繰り越されているのであります。

しかし、この繰り越しはいわば名目的な繰り越しであり、このうち事業繰り越し分、土木、都市計画、港湾各事業負担金、土地改良事業補助金並びに災害救助資金翌年度積立金を差し引くと、六千七十三万八千四百余円の純繰り越しとなり、前年度より五千四百五十五万九百余円の減となっているのであります。

以下、部別に概要を申し上げます。

まず、総務部関係におきましては、歳入において、市税では不納欠損額並びに収入未済額について資料の提出を求め、詳細に内容の説明を聴取し、また、調定額欄中の前年度以前繰越額と、前年度決算における収入未済額とに差が

ある点につきましては、更正減額分並びに県市民税按分率によるものである旨説明があつて、これを了としたのであります。また、これにつきましては、こんど説明資料を添付するよう要求いたしました次才であります。

また、市税の進展に伴い、機構の合理化、近代化をはかり、課税対象の補捉の徹底、滞納整理、納税成績の向上をはかる必要はないかという質疑があり、これに対して、現在の機構は三十五年につくられたものであるが、その後、市民税の課税方式、資産税の評価基準などの改正もあり、再検討の時期にきているとは思いますが、事務の性格上、どうしても時期的に片寄ることになるので、ある程度弾力性を必要とするし、また、現在事務改善委員会においても計算事務が相当ウェイトを占めている点について役所全体としても、対策を研究しているので、慎重に検討したいという答弁があつたのであります。

次に、特別とん譲与税では、四日市港の発展している今日、前年度決算額と比較して減額となっているのはどうか。荷役関係は影響していないかという質疑があり、これは特別とん税法によって開港への入港ごとに納付する場合は、純トン数一トンまでごとに十円であるが、開港ごとに一年分を一時に納付する場合は、三十円ということになるので、三回以上入港する外国貿易船が増加しても譲与税はかならずしもトン数、入港回数に比例して増えないことがあるのであつて、荷役労働者の待遇その他によって派収を来たしたのではないとの説明がありました。

次に、住宅使用料について、納入成績が芳しくないが、不正入居者の防止とその整理の要望があり、また、未収の原因でもある工事の遅延について、毎年悪循環を繰り返している点については、現下の住宅事情等からも是非解決してもらいたい旨の強い意見がありました。

雑収入の雑入につきましては、明細な資料を添付されたいという意見があつたのであります。
次に、歳出について申し上げます。

議会費では、議員の研究会に対する経費、図書、資料室の整備充実について要望があり、これについては、庁舎に余裕ができたら役所全体として、専従職員を置いてでも図書、資料等を集大成した資料室というようなものを設けたらという説明がありました。

次に、市役所費におきましては、資金が当初予算と比較して流用により倍額近くになっており、かつ、毎年このように組まれている点について検討すべきである。また、議員の待遇について相当差が生じていると聞くが、議員の志気、事務能率の上からも重要なことなので、不公平のないよう慎重に取扱いたいという意見があつたのであります。

次に、消防費では、職員手当の不用額について質疑があり、これは火災発生による出勤手当、夜勤手当などが少なかったため、また、職務の性格上事件発生^{発生}の場合、予算が少なくと志気に影響する点も考慮しなければならぬ旨説明がありました。このほか、自動車事故による賠償金については絶無を期待するとともに、地区消防団の施設の格差の是正、団員の確保等について検討されたいという意見があつたのであります。

次に、市民ホール費では、暖房設備、公会堂費では公会堂としての機能のそり失している点について質疑がありました。また、市民ホールの暖房については石炭から重油に切りかえたこと、公会堂については、現況では少し手入れをするにも多額の費用が必要なので、日本間、懐雪寮を含めて、税務署の移転問題ともあわせて検討している旨答弁がありました。

次に、財産費では、財産管理の整備状況について質疑があり、この際財産管理の整備を強力におし進めてもらいたいという意見がありました。これに対しましては、財産管理を本格的に、しかも正確に整理してゆきたいと考えており、少なくとも行政財産だけでも整理し、その次に普通財産にかかりたい考えであるという答弁があつたのであり

ます。

次に、開発調査費では、諸会館建設調査費の事業繰り越しについて質疑がありました。開発行政について、これに関連の統計事務等も含めて市の発展に即応した、実体に合う効果的計画を行なうべきであるとの意見があったのであります。

次に、選挙費につきましては別段意見はなく、公債費では予算外義務負担額の現状の質疑に対し、昭和三十八年度末残額は十三億二千七百四十六万六千円で、これに利子二億七千二百三万二千円、合計十五億九千九百四十九万八千円となりますが、これを類別いたしますと、義務教育施設二五％、義務制以外の教育施設一六％、産業経済二％、下水道三％、土木五％、開発八％、漁業補償三九％、保健衛生二％という状況になっております。

諸支出金中の県立高等学校及び私立高等学校に対する補助金、負担金に対する市としての基準について質疑がありました。県立高校につきましては、教育に直接関係のある普通教室、特別教室に対しては、申し出のあった額について一〇〇％、図書館、体育館等は五〇％にとどめたい考えで処理しているが、こんどにつきましては地方財政法の改正により、三十九年度からは地元負担を課さないというように聞いているので、負担する必要もないと思うし、また、負担すべきではないと考えている。また、私立高等学校に対しては、私学振興のために市が積極的に援助しようと考えた場合は別であるが、その他は県立高校同様に考えている旨の答弁がございました。

同じく諸支出金中の徴税費において、滞納処分費の支出額がなかったこと、還付加算金、貯蓄奨励費の不用額について質疑があり、これは当初予測を立てたので、前年度実績を勘案して予算計上をしたためであるという説明がありました。

予備費については、別段意見はなかったのであります。

次いで、産業部関係について申し上げます。

農業振興費では、農業近代化資金利子補給金及び農産物価格安定対策事業補助金の不用額について質疑があり、畜産奨励費では、商品の生産流通政策に対する予算が少ないのではないか、また、酪農の価格安定策について検討を加える必要があるのではないかと意見がありました。

水産奨励費では、魚市場の運営で県との連絡協議機関について、四日市港整備計画との関係などについて検討を要する旨の意見がありました。

耕地事業費におきましては、災害復旧事業の繰り越し理由について質疑があり、四件の繰り越し事業のうち、二件は河の中に井堰をつくるもので、これについては県土木事務所の許可が必要のうえ、被災当時より二カ年を経過しているため、河床が変動している点もあってこれの設計変更に伴う農林省の再査定に時日を要したものである。なお、このほかにこれらの工事は、渇水期並びに農閑期に行なわなければならないし、用水期にまにあわさなければならないという特殊事情があるという点について説明がございました。

土地改良事業については、地区の要望も相当あるものと推測されるとともに、その経費については半額が地元負担である点も考慮の上、積極的に取り組んでもらいたいという意見がありました。

次に、商工業奨励費では、諏訪オ二防災建築街区造成組合に対する補助は、マコービルの補助であって、これについては商工奨励のために支出していること、また、途中で計画変更をしたことは、防災建築街区造成法を適用して、商店街をよくしようとしたものであるという説明がございました。

中小企業設備資金の融資については、融資を受けたものの中には十分に活用されていないものがあり、この反面、実際に融資を必要としているものには融資されていないという声も聞くので、慎重に検討するとともに、行政指導を

行なってもらいたい。また、融資にあたり銀行の歩積み預金については、そのようなことのないよう注意してほしいという意見があったのであります。

次に、厚生部関係につきましては、生活扶助における低所得者層の把握に関連して社会福祉主事の定数の問題、あるいは母子寮の運営、労働会館の使用状況と施設整備の問題、季節保育所、身体障害者福祉事務の充実等について論議がかわされ、また、児童遊園地の整備、私立保育園に対する補助効果の検討についても意見がおりまして、福祉行政全般にわたり行政水準の積極的向上をはかるよう強い意見があったのであります。

次に、保健衛生費について申し上げます。
まず、伝染病の予防につきましては、各般の事業場に対してもれることのないよう実施されたい。母子衛生対策におきます検診成績が芳しくないもので、積極的に実状を把握し完璧を期するよう、また、結核予防対策についても、一歩の努力を期待するとともに、一般に予防行政が重要視されている点からも、これが充実を希望したいという意見がありました。

環境衛生費におきましては、市内の側溝、汚水溜、塵芥捨場などの消毒は、申し出のあったところだけでなく、全的に計画をし、下水事業とも十分連絡をとり対策を立てて実施されるようにとの意見がありました。

清掃事業では、機械化、近代化をはかり、職員の訓練についても検討するとともに、泊山丘陵地帯へ会社、工場などから多量な塵芥が捨てられておることは、同地帯が将来公園、住宅地域に開発される点からも好ましくないもので、早急に処置する必要があるという意見がおりました。

次に、土木部及び建設部関係について申し上げます。

土木費につきましては、市道の舗装進捗状況について質疑があり、道路舗装問題は市民の要望も強いので、是非ともこんど強力にこれと取り組み万全な対策を立てられるよう、また合併地域の道路の維持修繕に留意するとともに、出張所長のこれに対する権限について検討をされたいとの意見があり、街路灯と防犯灯の区別、老朽橋の判断の基準はどこにあるのか、などについても論議をされたのであります。

都市計画費では、事業の進捗状況が遅々としてはかどらないが、市の発展とらみ合わせて対策を立て進捗をはかってもらいたい。とくに震災復興事業のおとしまつが十分でない感があるので、この点について善処されるようにとの要望がありました。

なお、目的税である都市計画税と都市計画の予算について質疑があったのでありますが、これにつきましては、都市計画税は、公共下水道事業に充当してもよいことになっていて、下水道事業の一部、都市計画事業の一部、県負担金の一部というふうに使われており、また、税の還元という点では、都市計画税という財源がなければ、土木事業等の一般財源を食い込むことになるという解釈をしている旨の答弁がおりたのであります。

次に、港湾費につきましては、別段意見はなく、公営住宅費では不用額について、住宅事情が悪いときでもあり、これを予算更正して住宅建築に向けることができなかつたのかという質疑があり、これには一戸当り建築費は百万円程度でやる場合は別であるが、公営住宅法の関係で事務上操作することはむずかしいという説明があったのであります。

失業対策費では、とくに意見はなく、都市下水道費では、排水ポンプ場の職員について技術上の面で支障を生じるようなことはないか。また、市の開発に伴い丘陵地と市内地域との排水事業の関係について質疑があり、事務の増加と職員の体制についても検討されたいという意見があったのであります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

まず、教育費であります。職員手当、旅費、交際費等の科目に相当の不用額がある理由について論議され、これらの点については慎重に検討をし、有効適切に運用するよう、また、修学旅行負担金については、子弟の教育に影響するところもあるので、適切な措置を講ぜられるようにとの意見がありました。

校舎建築費の事業繰り越し理由について質疑があったのでありますが、これは、当初、予算化義務負担で行なうことになっていたところが、年度途中において国庫補助が決定し、設計その他について変更手続のため生じたものであるという説明があったのであります。

とかく校舎建築事業は遅延する傾向にあり、その原因としては、補助金が確定しないと工事にかかりにくいという考え方にあるものと思われるが、この点などよく研究し、予算設計—入札等の手続について十分検討するよう要望したのであります。

各学校毎に校舎の設計が異っている点について質疑があり、これに対して体育館の場合はだいたい統一されてきたが、教室の場合は各学校によりいろいろな意見もあってむずかしいので、現在は基本的に二つの形式にまとめているという説明がありました。

社会教育費の中で、婦人教育費の不用額が予算額の約五〇%に及んでいる点は、公民館配置等の問題もあって事業執行にロスがあったと解されるので、十分検討するようにとの意見がありました。

次に、保健衛生費中の体育施設費であります。体育課の新設については、将来、設置する考えで機構その他の面に検討を加えているという説明があったのであります。

以上で、一般会計を終ります。

次に、各特別会計並びに財産区について申し上げます。

市立四日市病院費は、収入決算額二億五千八百七万余円、歳出決算額二億五千二百三十四万四千九百余円で差し引き五百八十二万五千余円が翌年度に繰り越されているのであります。前年度の決算におきましては、旧病院敷地の売却がなく、六千四百六十五万四千六百余円の収入不足を生じ、本年度歳入から繰り上げ充用をしているのであります。

審査に当りましては、使用料の未収入、原材料費の購入手続、入札業者の選定などについて質疑があり、また病院運営の向上については、病床増設の時期とこれに関連する建設費、民間病院あるいは医師会などとの問題について論議がかわされたのであります。三十九年度からは公営企業法の一部が適用され、公立病院の運営には一段と努力が望まれるときでもあります。これらの点につきましては、慎重に検討されたい旨の意見がありました。

次に、市立印刷所費は、歳入決算額千三百二十一万三千百余円、歳出決算額八百五十三万六百余円で、差し引き四百六十八万二千四百余円の歳計剰余金となり、これは前年度決算に比較いたしますと六十六万余円の増加であります。繰越金の使途、市の印刷需要に占める割合について質疑がありました。繰越金は、機械を買いかえるための財源として積立てているものであり、後者については現在市の印刷物中約三五%を引き受けている実情で、機械の整備ができたあかつきには五〇%程度は印刷可能と考える。しかし民間業者との関連もあるので、役所の印刷物全部をやるうとは考えていないとの答弁があったのであります。

次に、公益質屋費は、歳入決算額七百八十四万七千余円、歳出決算額七百三十六万二千百余円、差し引き四十八万四千八百余円の歳計剰余金で、これを前年度決算に比較いたしますと、八万六千余円の増となるのであります。最近利用者が減少する傾向が見られ、また利用者の質の上においても変化を示している。運営上検討すべき時期にきているのではないかとただしましたところ、現在、整理統合について検討してはいるが、全廃する考えはないと

いう答弁があつたのであります。

次に、競輪事業費であります。歳入決算額は七億四千四十七万五千九百余円、歳出決算額は七億五千二百三十五万六千百余円で、歳計剰余金一千八百一十一万九千七百余円が翌年度へ繰り越されており、一般会計への繰出金は、九千三百万円でありまして、別段意見はなかつたのであります。

国民健康保険費は、歳入決算額二億四百五十三万九千八百余円、歳出決算額一億八千五百一十七千二百余円となり、差し引き一千九百五十二万二千五百余円が歳計剰余金として翌年度へ繰り越され、また、一般会計からの繰入金もなく本事業が円滑に運営されていることはまことに喜ばしい次第であります。

なお、保険料の不納欠損額は、下野、県地区において一部実施していた当時のものでありまして、件数は六〇件、生活困窮者、死亡者、行方不明者などであるという説明がありました。

次に、工場勝致費であります。これは借入金返済していただくだけの特別会計であつて、こういうものが長い間存在するということは好ましくないというので、三カ年で解消することになり、三十七年度はその才二年目にあつております。従いまして、三十八年度で姿を消すことになるものでありまして、別段意見もなかつたのであります。

次に、と畜場食肉市場費では、歳入決算額千二百五十二万五千二百余円、歳出決算額千二百二十六万三千二百余円で、差し引き二十六万一千九百余円が翌年度へ繰り越されているのであります。職員給与のベースアップの反面、手数料は従来そのまま運営され、かつ、一般会計からの繰入金が減少しているのは、本事業がある程度の伸びを示しているといふことができます。

次に、公共下水道費であります。歳入決算額は二億二千七百二十一万五千六百余円、歳出決算額は二億二千七百十六万九千余円、差し引き四万六千五百余円が翌年度へ繰り越されたのであります。使用料の収入未済額については、十分に行なうようにとの意見がありました。

次に、桜財産区の決算であります。歳入決算額百三十三万三百余円、歳出決算額百二十七万八千四百余円で、差し引き五万一千九百余円が歳計剰余金として翌年度に繰り越されました。山林面積四十町五反歩、これは公簿面積であります。約三三〇の地域が伐採用地でありまして、残りの六七〇は伐採以下あるいは雑草地であります。毎年五反歩から六反歩程度を伐採し、伐採地の造林を行なつていっているのであります。本年度は桜地区各町への交付金は三十万圓、このほか学校プール建設に伴い五十万圓の交付をしたのであります。別段意見はなかつたのであります。

以上、当委員会における審査の経過を申し上げますが、これを要するに
才一に、事業の計画的執行と事業繰り越しの問題については、単にその年度のみならず、次年度事業の執行にも重大な影響を与えるので、一層の研究を重ねられ、計画的、効果的な運用をはかつて市民の負託にこたえられたいのであります。

才二に、未収入金とくに過年度分の未収入金について整理促進をはかつていただきたい。

才三に、予算の不用額と流用については、不執行に終つたり、あるいは多額の不用額を残したものであるので、予算の編成、経費の積算に当つては周到な配慮をされとともに、こんごこのような結果を生じないよう留意されたいのであります。

なお、最後に決算の勿用を十分にあらしめ、行政効果を確認する上からも、こんごはできる限り早い時期に議会の認定に付するよう希望いたします。昭和三十七年度一般会計及び各特別会計並びに桜財産区決算を、ここに全員一

致をもって、認定することに決定した次方であります。

これをもちまして、本委員会の審査報告を終わります。

○議長(田村末松君) 委員長報告に対しまして、御質疑、御意見がありましたら御発言願います。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいま三十七年度の一般会計の報告をしていただき、その中にいろいろと聞くところによりますと、連日、相当研究され、しかも審議されてこのように決定されたと聞いております。この中に、四点についてお尋ねしたいと思います。

初めに、歳入歳出の決算のところについて「繰り越しはいわば名目的な繰り越しであり」と、このような点があったわけですが、実際に繰り越した金額を当然あげるべきであると、このように私は考えております。この点についていろいろと検討なされたと思いますが、その検討のときの状況を少しお話ししていただきたい、このように思っております。

次に、義務教育費の件であります。三十六年度あるいは三十七年度については、額はそう大差ないと思えますがここに義務教育施設費とかそういうものが二五%、あるいは「義務制以外の教育施設一六%」、このように多額のもの計上されておるように私は思いますが、この点についても審議されたときの状況をお願いいたします。

次に、厚生部関係ですが、母子寮の運営とか、あるいは社会福祉主事の定数の問題、そういう点も現在までいろいろと完備されていない、こういう点があると私は思っておりますが、その点についてもいろいろ御検討なされたら何っておりますが、そのときの状況も一つお願いいたします。

次に、社会教育費の中ですが、私も不勉強でまことに申し訳ありませんが、青年に対するいろいろの設備費

用というものはどのくらいあったか、その点お伺いいたします。

〔決算特別委員長(水田利一郎君)登壇〕

○決算特別委員長(水田利一郎君) お耳につまるような答弁ができませんので、総務部長にまずこの繰り越しについて説明してもらいます。(橋詰典隆君「議長」と呼ぶ)

○議長(田村末松君) 橋詰議員。

〔決算特別委員(橋詰典隆君)登壇〕

○決算特別委員(橋詰典隆君) 僭越でございますが、委員長におかわりしてお答えいたします。

才一点につきましては、説明いたしました説明書の内に、二ページの後半から三ページの初めにかけて説明をいたしております。ここをもう一度読んでいただければ、判明いたします。

才二点につきましては、単なる予算外義務負担の総額の中で教育関係費がどういう類別になっているかと、こういった数字を出しているだけでございます。

才三点につきましては、社会福祉の実際に仕事をする人口等について、職員数の問題でございますが、これにつきましては、委員会の審議の中でも実際問題、本来いえば社会福祉の適用を受けるといふ、そういった市民の方々が多数みえるんじゃないか。ところが、現在においては目こぼしがあるという、そういった議論がなされ、具体的な量等も出される中で、さらにそれを十分に捕捉すると、こういった意味合いから、むしろ理事者に対してもっと正確な社会保障の諸施設というものを、あるいは施策というものをうるための熱意というものと、さらに社会福祉関係の職員をふやすという、そういった方向を打ち出しております。

才四点につきましては、その青少年に対する施設、あるいは予算等につきましては、三十七年度の予算書を見てい

ただければ判然といたしますので、これについてはもう一度見ていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、かわりまして御報告いたします。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　いま答弁していただきましたが、この数字、前の二ページにちよつとお願いしたいのですが、この数字というのはここに書いてありますし、また、いろいろな書物に出ておりますが、そのいきさつというのは、なかなかわからないわけがあります。その点についてお尋ねしたわけでありまして、書いてあるからそのとおりだと、そういうふうにいわれるればそれまでであります。そのときのこともちよつとこうわかりませんものですから、その点をお尋ねしたわけであります。

次に、義務教育のこの施設の問題であります。数字だけをあげたと、こういうふうなればですね、どうにでもなるものではないかと私は思いますが、この点について決算書を見させていただきました。二五〇あるは一六〇と、いう多額のものにどのように進んだかという意見も出たんじやないかと、このように思いますので、その点についてお尋ねしたわけであります。

その二点について、まことに申し訳ありませんが、もう一度御答弁願いたいと思います。

○決算特別委員（橋詰興隆君）　簡単ですから、目席でお願ひしたいと思います。数字等については決算書なり予算書なりに出しております。従つて、それをどう受け取るかということは、判断基準から違つてまいります。

いまの大島議員の質問は、質問にならぬと思ひますが、そういった意味合いから、議長のほうから御注意願ひたいと思ひます。

○議長（田村末松君）　橋詰議員。大島議員には、これは予算外義務負担の内容がこのように現わしてあるというこ

とを御了解願ひたいと、それでいいですか。（橋詰興隆君、うなづく）

大島議員。これは、予算外義務負担の総額のパーセンテージがこのように現われておると。それで、その数字については決算書に十分記載してあります。これは、義務負担の額のパーセンテージが、このように使用されておるといふことです。（大島武雄君「了解」と呼ぶ）

他に御質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

それでは、議案の採決をいたします。

おはかりいたします。本案は、委員長報告のとおり認定いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君）　御異議なしと認めます。よつて昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（田村末松君）　次に、日程才四、議案才一号専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

去る十六日から開催いたしました開設十二週年記念四日市競輪は、前節におきまして車券売り上げが当初の予想を

上回り、車券払戻金、競輪場の借上料その他各種協会負担金等の諸経費に不足を生じましたが、競輪開催中のこととて直ちに処置する必要がある、議会を召集するいとまがありませんので、やむなく追加予算の専決処分を行なったものであります。

その追加額は、一億二千二百八十一万六千七百円でありまして、これを含めますと予算総額は九億八十三万五千三百二十円となります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 御質疑がありましたら、御発言願います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本案につきましては、委員会の付託並びに討論を省略し、議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。議案一号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって議案一号専決処分については、承認することに決定いたしました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才五、議案才二号四日市市緑化推進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案才二号について御説明を申し上げます。

本市中央部の市街地は、昭和二十年六月の空襲により、そのほとんど全部が焼土と化しましたので、目米戦災復興都市計画事業を中心として道路の築造、公共施設の整備等をはじめ、住宅、商店街の復興が市の全力をあげて進められて、今日に見る市街地の復興が行なわれたのでございます。

一方、臨海地帯におきましては、工場誘致の強力な推進によりまして、本邦才一の石油化学コンビナートの造成やその他の工場、事業場等の進出が行なわれ、近代化学工業都市として画期的な発展を遂げ、さらに飛躍を続けようとしております。これもひとえに市民各位のたゆまざる御努力の賜と深く敬意を表する次第であります。

つきましては、こんご健全な市民生活に寄与するため、公園、道路、学校等の公共施設はもとより市内の工場敷地宅地の空地等にも樹木、芝生、花き類を計画的に植栽、育成いたしまして、公德心を高揚しながら、樹木の愛護、保存をはかりたいと存じ、本案を提案したものであります。

とりおえず、本年度内に緑化推進委員会を設置して緑化の推進について調査審議していただき、その答申をまわって強力に事業を展開し明るい住みよい緑の町づくりをいたしたいと存じますので、よろしく御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 いま提案せられました四日市市緑化推進条例の制定については、かねてから四日市の発展ということにつきましても非常に関心を持ち、また、本会議でもってこの問題に質問もしてまいりました。また、市長の提案理由の中にも書かれておりますので、重ねて申し上げますが、たいへんけっこうなことだと思えます。

しかし、ここで一つ心配なことは、条例は出されても果してこんどのようにされていくのか。少くとも条例が出されるれば当然、予算というものが伴ってこなければ空文に等しいわけです。その点につきまして、ここでいうまでもないとおっしゃるかもしれませんが、私は過去の実態からいいますと非常に心配いたしますので質問するわけですが、たとえば四日市で交通安全都市宣言をやって、すでに三年目を迎えようとしております。ところが、これに対してどのような手が打たれているか。宣言はしたものです、その後具体的にどうもパツとしない。

一昨日から昨日にかけてまして交通運輸開発分科委員会でもって西宮市を視察したわけですが、やはり西宮においても交通安全都市宣言をやっております。ここでは、毎年二千万から三千万の予算を組んで、実に具体的な積極的な対策を立てておる。わが四日市におきましては、不幸にしてどうもこれらと比較しますというところ、十分というよりむしろほとんどやられていないのではないかと。このような形でこの条例がつくられたのでは、まさに形式的に終わってしまうわけなので、こんどの予算化に対する市長の本当の気持ち、これをお伺いしたい。まだまだいまのような空文化している、死文化している問題がたたくさんございますが、ここでは省略いたします。

それから、才五条の才二項の二です。「関係機関、各種団体」と書いてございますが、具体的には何を示すのか、この二点についてお答えいただきたいと思えます。

〔助役(庄司良一君)登壇〕

○助役(庄司良一君) お答えいたします。

市内の緑化につきまして、かねがね議員の皆さま方をはじめ市民各位から非常に強く要望があり、少しでも潤いのある町に早くしろ、こういう要望、私どもももっともなことでございます。常にこれについては、いろいろといふ方法がないものであろうかということで検討を加えてきたことについても、御承知のとおりだろうと思うのでございます。

市内を緑にする、あるいは市内を美しくすると申ししても、これは一朝一夕にできることでなく、市だけがいかにか呼びましても、かならずしも成果が上るとは思えないのでございます。市をあげて、町をあげて全部が自分のものとして盛り上げていくと、こういうことがなると申しましても基本になるべきだろうと、こう思うわけでございます。従って私どもは、市みずからこれについての予算措置をいたしますとともに、市民各位にこれは自分の緑である、この木はおれの木であると、こういう気持ちを持っていただくために、何とか市民運動としてこれを取り上げていただきたいという、こういう念願を持っています。

そういうことから、本条例を制定いたしましたし、衆知を集め、よりよい意見をいただきました。私どもはこれを参考とし、これを指針として市としての予算措置はもちろんのこと、大きく市民運動といたしまして成果を上げたい、こういう念願であります。

予算上のことにつきまして、これは市長からも強く話されております、なんとか苦しいながらも一文でも多く予算を組みたいと、こう思っておりますから御了承願いたいと思えます。

それから、委員会の構成についてであります。関係機関、各種団体」ということにつきまして、いろいろとただいま私ども相談しておりますが、教育機関もござります。あるいは婦人会もござります。青少年団体もござります。そういうことのはかに、さらに空地を相当持っている工場側にも市民運動にとけ込んでもらう、一本の運動にする

意味においてさらに空地を相当持っている工場側の代表者も入れたらよいだろう、こういう考え方からごく抽象的に「関係機関、各種団体、工場の代表者」と申し上げたのでありますが、これにつきまして具体的に私ども案をもちまして、また御相談申し上げたいと思います。そのように御了承願いたいと思います。

以上であります。

○前川辰男君 簡単ですから、自席から—。

具体的にはあまり出にくいかもしれませんが、私は期待し賛成したいと思っておりますので、こんど十二分生かしていただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 緑化推進条例の制定についてという、ただいま市長の御説明をお聞きいたしましたので、非常に喜んでおるものでございます。再三この壇上から私は工場地帯の緑化をお願いいたしましたものでございましたが、ようやくその歩を進めていただいたものと思ひまして、非常に喜ぶものであります。そうして、ただいま市長の御説明をお聞きし条例の案を見せていただいておりますのでございますが、条例の文句は抽象的でございますので、いずれのほうにも解釈ができますが、都市の緑化という一般的な方面が極めて強調をせられてるように考えます。どこの都市にもこの条例をあてはめたならばびつたり合つて、そうして緑の快的な都市ができそうに思うのでございます。

しかしながら、われわれこの四日市は、御案内のようにただいま全国から非常な公害地として注視を受けていることは申すまでもないことでございますので、私は望むらくはこの条例に、この四日市の特殊性が多少しひらめいておりましたなと思うものでございます。と申しますのは、単なる町の緑化でなしに、四日市の生命線である工場地帯を守るための緑化であつていただきたいということを平素から念願しておるゆえに、私はこの点強く要望しておる

のでございます。

つきましては、この条例によりましてどのように四日市の公害を防除しようとなさつていらっしゃるのか。この条例の御説明を通じて一つお聞かせ願いたい、こんなに思うものでございます。どうかこの点、よろしく—。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） お答えいたします。

公害と緑化の問題、緑化を通して公害にどうかね合いを持たせるか、というような御質問であつたと思うんでございますが、さより承知してよろしゅうございますか。（伊藤太郎君「はい、そうです」と呼ぶ）

今日、四日市の公害につきまして、日本の全国的な問題として国においても取り上げられ、これが調査に直接国が当っていられるということも御承知のとおりでございます。公害をいかにしてなくするかということについては市長はじめ皆さま、市民ともいろいろと考えを練つていらっしゃるわけでございます。近く国において、これについての法律の適用地域として指定せられんということも間もない状況であることも、これまた御承知のとおりであります。

ところで、公害というものは、それ自体としてわれわれはおくまでも防除し克服していかなければならないものであるということは、これもいうまでもないわけでありまして、ところで、理想的に申しますと、工場地帯と住宅地帯というものは、ある空間をもちまして、その間公園、緑地であつてへだてまして、少しでも公害の影響がないように計画をしていくということが抜本的には理想であることは、いうまでもないことでもあります。

ところで、本日提案しております緑化についての条例案というものは、もとよりこれも関連はあるでありますが、あくまでも副次的なものでありまして、公害は公害としてわれわれは阻止していかなければならぬ。一方、町を美化して緑のある、潤いのあるものにしていくことは、公害がなければいけないというような性質のも

のではないと思っております。そこで、あらゆる施策はすべて有機的なつながりを持っているので、たとえば青年問題を一つ取り上げてみましても、直ちにこの緑化の問題と決して無関係ではないと思っております。やはり潤いのあるところに、潤いのある人間が生れてくるはずなので、育っていくはずで、そういう意味から総合的に、町の緑化にはこの際邁進することが最も望ましい。これがやがては公害にも結びつき、青少年問題にも結びつき、市民文化にも結びつき、こういう総合的な意味を私どもは持たすならば持たせたい、また、そういう前提でものを考えてきたわけでございます。そのように考えておりますので、御承知願いたいと思っております。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいま助役から公害と緑化と申しますか、緑化によってどのように関係づけるかということについて御説明を願ったのでございますが、ただいま助役のおっしゃったように、もちろん緑化によって、町を緑によって豊かにし、そして公德心を養成するということについては、私はいささかも疑念を感じておるのではありません。しかしながら、私はいま日本中から注目されておるこの公害地、しかも公害をただいまとにかくわれわれの手によって着々防ぐという方法の、正しい方法として緑化が叫ばれておる。そうして四日市が、いま緑化するという運動をするということについては、何をおいても私は工場地帯の公害防除に資するという文句が、どこかに欲しかったのであります。ただ他の都市、どこでも普遍的になされる緑化、それについては私は大賛成なんでしょう。それで、この条例については、私は漢手をあげて賛成しておるのではありませんが、この特殊性に十分お考えをおめぐらして、これを考えていただきたい。それをこの条例のどこかに見たかったと、申し上げるものでございます。そういう意味におきまして、この緑化が公害の防除にも一役を買おうというように、私はしていただきたいと思っております。

この点、厚生大臣も三重火力の方面を見たときに、いかにも殺風景な、いかにもきたない町であったということ。私は二度も聞かされておるのでございます。ただいま助役が、副次的にということに對し、私はいささか落胆をいたしておるものでございます。どうかこの推進条例がいよいよ^{先生}先きまいてまいりまして、私の念願が達せられる日が一日も早いことを願って、私のお母ねを終わります。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 この条例については、まことに賛成であります。この内容と申しますか、いま伊藤議員から公害の問題と緑化という関連性をもっていろいろお話がありました。最近の交通量も相当激しくなってきました。またこの前の報告によりますと、道路に樹木を植えれば、騒音も防止できるんじゃないかという研究者の発表もございまして、その点について騒音防止のためにも当然道路に緑化をして欲しいと、このようにも自分も思いますが、その防止の程度について、相当の樹木を植えますと掃除をすることについても一つ考えていただきたい、このように思いますが、この条例の中においても掃除はどこが分担するのか、どこが責任をもってやるのか、市民全体がそれを心して掃除して回るのであるか、どこが管轄して掃除するのか、その点が明確にされていないように私は思いますが、その掃除についてどのようにお考えか、一つお母ねいたします。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 市街地の清掃の問題でございますが、この清掃の問題につきましては、緑化の関係でなしに、現在そういう問題にわれわれ非常に頭を悩ましておるわけでございます。都市の規模が大きくなってまいりますと地域的に除雪費とか、路面清掃費という予算が組まれるはずでございますが、現在の四日市におきましては、まだそういう予算のはっきりした形は組まれておりません。こんどにおきましては、そういう予算の編成もお願いした

いと思うわけでございまして、また、いろいろ舗装道路の洗浄、あるいは散水等の作業も合せて行なうべきであるというふうに考えております。こんごできるだけ早い機会に、そういうことができるような都市の規模になりたいと考えております。

現在の状況を申しますと、市として失業対策事業におきまして市街地の清掃をお願いしておりますが合せて道路の関係をもっております土木課において側溝等の掃除をやっておりますし、また、水路等におきましては下水課で分担しておるといふ形で、各課で分担的に仕事をやっておりますので御了承願いたいと思います。

○議長（田村末松君） 他に質疑はありませんか。（「異議なし」、「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本案につきましては、委員会の付託並びに討論を省略し、議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。

議案才二号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって議案才二号、四日市市緑化推進条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午後三時二十四分休憩

午後三時三十六分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程才六、議案才三号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ないし日程才十六、議案才十三号、昭和三十八年度四日市市水道事業会計才三回追加更正予算の十一議案を一括議題といたします

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たたいま御上程の給与改定並びにこれに伴う予算案は、昨年十月に行なわれました人事院勧告に従って実施されました国家公務員の給与改定に準じて、本市一般職員の給与の改定を行なうとともに、国及び地方公共団体の状況をも考慮し、特別職並びに議員各位についても改定を実施いたしたく、御提案申し上げるものであります。

今回の人事院勧告の内容は、基本給の六・七％引き上げ、期末、勤勉手当の〇・二カ月分増額及び通勤手当の増額等を三十八年五月一日にさかのぼって実施するよう勧告いたしました。

政府は、これが勧告に従い、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を臨時国会に提出し、議決をえて昨年十月一日から国家公務員の給与の改定と内閣総理大臣を始めとする特別職の報酬の増額、国会議員の国の負担に属する経費の増額措置等を実施いたしました。

本市といたしましては、人事院勧告の趣旨を慎重に検討し、給料、諸手当を国家公務員の措置に準じて改定するとともに、特別職並びに議員各位につきましても国及び他の地方公共団体の状況をも勘案いたしまして、ここに改定を実施いたしたく御提案申し上げた次第であります。

なお、給料の改定に関連いたしまして、人事院は一昨年十月における給与改定に伴う給料表の改正により生ずる不均衡の調整をはかるため、三カ月の昇給期間短縮の特別措置を講じておりますので、国に準じた給与体系を適用する本市といたしましてもこれに準じ、市自体の実情をとくに考慮し、昭和三十九年度において三カ月の短縮措置をいたしたいと存じます。

また、とくに特別会計市立四日市病院費及び市立印刷所費につきましては、事業の増加に伴って諸経費を合せてお願いしております。

なお、この財源につきましては、一般、特別両会計ともに不用額の更正等を行なうほか、市税、使用料、繰入金等をもって収支の均衡をはかった次第であります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 御質疑、御意見がありませんら、御発言願います。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と、次に才四号の議案であります。が、まず才一の才三号の議案に関係することではありますが、現在の四日市の状況並びに失業対策の方々の状況を考えましたときに、この条例は一年間現在のまま置くべきではないかと、このように考えております。

次に、才四号の市職員の給与の一部改正であります。これは改正に賛成でありまして、その市の特別職の方はや

っぱり一年間現在のすえ置きではどうかと、このようにも考えておりますが、その点について市長の御答弁を願いたいと思っております。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御提案申し上げましたことは、内外諸般の事情を十分考慮いたしまして、時宜に適したものと考えますので御提案を申し上げた次第でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 四号議案につきましては、提案の理由が具体的に書かれておりますのでよくわかりますが、しかし三号議案のほうが提案理由の説明が欠けておりますので、これにつきましても具体的に御説明をいただきたい、それが一点。

それから、才二点といたしましては、四号議案は十月一日から、三号議案は二月一日から実施と、これらの違いについて御説明をいただきたいと思っております。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） お答え申し上げます。

三号議案並びに四号議案の改定の必要は、かねがね昨年の暮からこれらを含めまして考慮の必要があるということをおもって市長から申し上げてお耳に入れたと思っております。その後、社会の情勢なども十分検討いたしまして、年度の末にもなりますし、この改定の時期は来々であるものという判断でお願ひしておるわけでございます。

私たちは、給与の改定につきましては、その給与を受ける対象を検討しまして、その対象毎に扱いを区別するのが正しいと思っております。給与を受けるものとしましては、常勤と非常勤とがございまして、常勤につきましましては、こ

これは人事院の勧告がございました際に、全国的にやはり十月にさかのぼってやるのがよろしい、また、非常勤につきましては、これはその市その市の事情を勘案しましてやって差しつかえないと、こういう見地のもとに二月の議会にお願いいたしますので二月から施行したい、これが三号議案の建て前であります。さよう御了承願うように、お願いいたします。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　どうも抽象的で、わかりにくいのです。で、再度質問するわけですが、私どもが議会で審議をする場合には、十分にその議案につきましては説明を受けて、納得のうえであれば是非を決めにくいわけですが、いまの助役の答えでは抽象的に終わっているようです。

まず、才三号議案の問題でございますが、先ほど大島議員からの意見じやないかと思うのですが出ておりましたが失業対策関係につきまして八十何円というお金が現在問題になっておる時期において、一万五千円の引き上げをやる、これにはやはり確固たる理由がなければ市民としては納得できないし、われわれとしてもその是非を決定できないんじゃないかと思えますので再度質問するわけですが、具体的に諸般の情勢というのをお示しをいただきたい。

以上です。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君)　ただいま御答弁申し上げましたとおり、日々、新聞でも御覧になっておられると思うのでございますが、これはやはり一つの時の情勢に鑑みまして四日市市がもうすでに相当の期間を経過しておりますのでございますから、このような処置をとらしていただくのが極めて適当であろうと、こう考えましたので理事者から提案を申し上げた次第でございます。

具体的にとおっしゃられましたも、その数字につきましては、具体的に出てくるはずのものでございますので、御了承願いたいと思います。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　どうもただいまの答弁、私どもとらえようがなくて本当に困るのですが、議案としましては一万五千円というはつきり金額が出ておるわけなんです。出ている以上は、何かに根拠がなければ出せないのです、もしそれが根拠がないとし、そのないものに基づいて私どもがこれを議決したと云うたらですね、市民はいったいどう考えますか、その点を真剣に考えてやっていただきたいと思うのです。

才四号議案の市の職員の問題につきましては、人事院勧告その他の情勢が検討されて、その結果、決定しておるわけですから、少くとも三号議案におきましては、あるいはその他におきまして同じことなんです、十分なる根拠があつて、それでなければ私どもは判断の材料にできないわけでございます。先ほど市長のことばにもありましたように、現在の情勢というのはやはり議会の歳費の値上げが各所で起こっており、新聞等をにぎやわしております。でにぎやわしておるこの形というのはですね、健全な形で国民、市民が納得したうえで、なるほどこれはやるべきだという形でなされておるよりも、むしろその反対の場合が多いわけです。議員の歳費ばかりお手盛りで上げた、こういうことで報道されておる。このことはいったいなんであるかということをお手盛りで上げた、こういうべきではないかと思えます。原則的にいえば、やはり私どもは市民から選ばれた代表者として、大いに活躍をし、そうして歳費はむしろ上げてもらつてですね、本当に市民の要望にこたえていくという、そういう形で誇りをもってやるべきではないかと思われませんが、なにかこううしろめたい感じ、ぼそぼそと議会と市長がお手盛りで決めていったというふうな印象を受けたんでは、私どもとしてはやはり市の行政を預かるうえにおいて、非常にまずい問題では

ないかと思ひますので、大変くだいようでございますが、お答えをいただきたいと思ひます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 四日市市は平素、市会議員の方々におかれましても非常な御精励を願つております。おそれなく議会に対処のなされ方としては、私は日本一だろうと思つております。

従ひまして、もつと敬意を表したいと思ふのでございますけれども、まあこれくらいのところで御心配願ひたいという事で出ておりますので、何がいくらになつて、かがいぐらになつてと、こうおっしゃられますと、これはなかなかむずかしいことだろうと存じまするが、できうる限り適当と判断をいたしましたのでございますから。皆さまのことを、なかなかこれは物差しではかるといいましても、おそらく非常にむずかしいことでないかと私は思うのでございます。

どうぞ一つ、よろしく御審議をお願いいたします。

○前川辰男君 市長の気持ちはよくわかりましたが、やはりそういう市長の気持ちを具体的に現わすのは、事務当局がやることだと思ひますので、事務当局におきましていろいろな角度から検討されたと思ひますので、そういう資料があれば出していただきたいと思ひます。

〔人事課長（佐々木晃精君）登壇〕

○人事課長（佐々木晃精君） 御質問に対しまして、私のはうから検討いたしましたことをお答えいたします。

作業としていたしましたのは、たいたい同格都市との比較も一応の検討の対象になっております。それからもう一点は、一般職の昨年と一昨年のアツプ率というものも一応考慮いたして考えてみました。

まず、同格都市、これは人口二十万から三十万の都市についてでございますが、二、三例を申し上げてみたいと

思ひます。二十一万三千の人口を有します豊橋におきまして、ここがちようどちと現行が同じ割り合いになっております。三役におきましても市長が十二万、助役が十万、収入役が八万。議員さんにおきまして、議長さん五万五千、副議長さん五万、議員さん四万三千。これが三役につきましてはまだ検討中とのこととして、確答をえておりませんが、議員さんにつきましては順序で申し上げますと、こんど七万と六万五千、六万という改正が昨年の十月からなされております。

ほかに改正のはっきりと決定いたしました市もございしますので、名前だけ申し上げます。青森それから秋田・松山清水・豊橋と、それに検討中のものが相当ございます。こういうふうにして比較論からまいります資料としての固め方は、こういうところを対象にとつての検討をいたしましたのでございます。

以上でございます。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 ただいま上程されております議案のうち、才三号議案並びに才四号議案につきまして、市長にお尋ねをいたします。

才三号議案のいわゆる議員報酬というものに対して、市長はどういう解釈をしておられるかという点でございます。たとえば議員報酬というものは、車馬費的なものであるというふうに御解釈になっておられるのか、あるいはまた生活給的なものだというふうな見解を取っておられるか、ないしはその中間的なものだというふうな御見解にあるのかどうか。議員報酬の本質は、どうあるべきかというよりな問題は、非常に議論も出ましようし、理屈も出てまいると思ひますけれども、現在の時点において四日市の場合、四日市の市長はどういう見解に立たれておられるかということをお尋ねいたしたいのでございます。

それから、才四号議案並びに才三号議案がもし可決されました場合にです、昭和三十九年度会計年度における四日市が支払いを予想される人件費は、総額において何億円になるかという見通しを持っておられるかということ。それから、昭和三十九年度における市税収入はだいたいどのくらいを見込んでおられるかということ。従って、三十九年度に支払いを予定される人件費の総額が税収に対して何パーセントに当るのかという御説明がございませんので、この際明確にお示し願いたい。

これは等しく市民が知らんとする問題でございましょうし、また、議員の報酬に対する見解も、四日市は四日市としてこの際一つの見解を市長からお聞きしておくのも、かならずしも無駄ではなからう、かように考えまするがゆえに、御質問をいたす次才でございします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 議員さんに対して報酬を出すのは、これはどういうところに重点を置いておるのか、これは常識論でございまして、議員さんに対して報酬を出すのは、そういうあらゆるものを含めておる意味があるだろうと思ひまして、これはもう議員さんの報酬ということは、それ一つがりっぱな概念をなしていることでありまして、中味が何がどうだということを御答弁申し上げるといことは、ちよっとやりにくいと思ひます。これは日本中、同じことであります。

それから、この予算、とくに税収の上と人件費の上との比率でございしますが、これはできる限り税収の面に対する比率を下げるということが望ましいこととございします。いまから数年前には、だいたい三〇何%くらいでございしましたが、ただいま五〇%越えようとしております。他の都市におきましては、ほとんど税収の全部がそれに使われておるところもございしますし、県によりましては、税収をはるかに越えているところもありますが、そういうものにつ

きましては、それぞれの処置法があるのでございまして、いちがいにこれは申されません。ただ、四日市のようによく均斉の取れたところにおきましては、できる限り人件費というものは抑圧すべきであろうと、こう思ひるのでございしますが、しかし、実際問題といたしますと、このたびの人事院勧告のようなことが起こってまいりますと、比較的上位にある都市といたしましては、それをも勘案いたさなければならぬものですから、やや、なんと申しますか、上回ったような線が出るように考えるのでございしますが、やはりそういうような都市、四日市のような都市はまた日本全国の一般の都市といく分性格が違つております。実際において皆さんがお力を尽しておっていただくのでございしますから、私といたしましてはできる限り好過して、そうして勤勉にやっていたかどうかというこのほうが望ましいのではないかと、こう思つております。

ただし、三十九年度の税収予想からながめてみて、人件費がどれくらいのパーセンテージに食い込むであろうかということは、御提案申し上げると同時に出てまいりますので、これはただいま数字を集めまして、お答えさしていただきますが、概念的なことにつきましては、どうかひとつ広やかな御見解をお持ちくださいまして、御判断をお願い申し上げます。

〔財務課長（伊藤涼一君）登壇〕

○財務課長（伊藤涼一君） ただいまの御質問であります人件費と税収の関係でございしますが、お答え申し上げます。まず最初に、三十八年度の予算でございしますが、現在御提案申し上げておりますが、この人件費を含めまして人件費の総額は十億二千八百三十三万一千円と、こういうような額になるのでございしますが、これは、この予算に對しまして約二六・九%、こういうふうな割り合いを占めておるのでございします。これに對しまして今回お願いしております税収が二十億一千万でございまして、その約五〇%が人件費になつておる、こういうようなことがいえると思ひます。

でございます。

これに對しまして三十七年度の同格都市の決算の状況を見てみますと、約二十万から二十二、三万見当の都市におきましては、人件費は二八、九%を占めておると、こういうような点を当市の二六・九%と比較いたしますと、かならずしも高い金ではないと、現在におきましてはやむをえない額ではないかと、こういうような結論が出ると思うのでございますが、そこでこの三十七年の全国の都市の決算状況を見てみますと、税収に對しまして約五三、四%、こういうような割り合いが人件費であると、こういうような結果が最近自治省から発表せられております。

その次に、三十九年度の予算に對してですが、税収は約二十二億を予定しておりますので、それに對しまして人件費がだいたい十一億あまりでございますので、だいたい約半分が人件費になると、こういうような結果になると思うのであります。

以上であります。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 たいだいま市長から御答弁いただきましたけれども、どうも非常に巧みな答弁で、まことに不本意だと思ひます。

この際、市民が知っておきたいだろうと思われましますので、四日市の場合、どういふふうな見解に立っておられるのか、現在のあれが高いとか安いということを論ずるつもりで申し上げているのではないので、四日市の場合、現在の時点ではこういうふうに考へておるといふ御意見があつて、こういう御提案がなされておられると、かように想像いたしましたので、一つの見解をこの際市民全般に知ってもらつておく意味において、是非必要だと考へましたので御質問いたしました。どうもあいまいなことで、ちよつと困るわけですが、何か一つそういう意味でございます。

で、誤解がありましたらもういっぺんお考へください。御答弁をいただきましたと、かように考へます。

それから、才四号議案の税収に對し人件費が約五〇%、税収二十億のうち、約十億が人件費に予想される。他市に比べて決して多いわけではないといふ課長からの答弁がございませぬ。

私は、なにも他市の例がこうだから四日市はこれでええとか悪いとかいふんじやなしに、市の理事者といたしましては市民のためにできるだけ事業量をふやすように、二六時中工夫しなさいといふことを十二月の定例会でも申し上げたつもりでございます。人件費が多いからそれを減らせと、そういう意味で申し上げておるんじやないので、いるものはいるわけでございます。けれども、二六時中、市民の側に立つて市の理事者としてはどうすれば事業量がふえるか、また市民へのサービスが向上できるかといふことに二六時中、頭を使うのが市の理事者ではなかるうかと、こういうことで御質問申し上げておつたわけでありませぬ。なにも五〇%だからよろしいとか、いけないといふような問題は、なかなかむすかしい問題でございます。それで非難を申し上げておるんではないので、税収の伸びと人件費の伸びといふものを絶えず市の理事者はにらんでおつて、その調整を巧みにやつてこそ市長としての価値があるんであつて、いるものはしようないやないか、いるものはしようない、残つたもので仕事をするんだといふような観念では、市民がたまつたものじやないといふことを、私、いいたいわけでございます。

先ほどの質問、御見解の相違がございませぬはやむをえませんが、そういう意味で御質問いたしておりますので、御答弁いただければけっこうでございますし、御答弁なくともやむをえないものと、かように考へます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいだいまの後段のところの、よりいっそう市民のために効果をあらしめるようにしていくべきである、こういう御意見に對しましては、まことにそのとおりでございます。私どもも日夜やらさしていただい

おりますが、なお足らざることを憂えておるものでございまして、この点深く感銘をいたしました。私は、市の理事者といしましては、職員諸君にいつその精励を要望するつもりでおります。

なお、議員さんの報酬のことにつきましては、時代によりましていろいろその判断の基準が変わってまいります。また昔のようにやや名譽職的な考えばかりでは現実の時代はまいます。やはり時代の動きにつれまして変化を起こさしていくのが本当であろう。また、四日市市といましての立場からいまして、このようにお願い申し上げるのが穏当であろうと考えまして、慎重に考えました結果申し上げておることとございまして、ただいま税務のほうからの見解からも、またいろいろ税のことにつきましても、よく私は調査もし、よく自分の腹の中に入れて諸般の事情を勘案いたしまして、責任をもって数字を申し上げた次第でございまして、どうぞその点御賢察を賜わります。御賛同をいただきたいと存じます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 上程されております議案について、二、三質問いたします。

まず最初に極めて事務的な問題でございまして、議案才六号の市民病院の特別会計の問題でございまして、この中の歳入の中で才一才五目の需用費でございまして、付記の中で借上料及び損料の減額についての説明が載っていないので尋ねるわけですが、当初の予算に比べまして寝具の借上料の更正減額ということで百十三百七千六百七十円減額をしておるわけですが、この減額率というものが三四%くらいになるのではないかと気がいたします。で、そうしますと実際に当初に検討されたことと、三割以上も減額をしなければならぬということは、当初の見積りが一つ欠点があったのではないかと気がするわけです。さらに年度末で、寝具借上料を減額することによって年度末まで差しつかえが出はせんだらうかという、こういう気がいたします。従って、この疑点を晴らしていただくために

御答弁願いたい。

二番目の問題は、同じく才六号議案でございまして、歳入の中の利子でございまして。利子が不勉強で十分わからぬので尋ねるわけですが、二百万円ほど減額しておるわけですが、三百二十二万円のうちで二百万円というのは相当大きい金額でございまして、先ほどと同じ趣旨でなぜこうなるのかということをお聞きしておきたいと思っております。次に、先ほど米各議員さんがそれぞれ質問をされております才三号の議案でございまして、質問者のいちばん疑問とする問題について市長のほうから明確な答弁はないと思っております。前回、引き上げのときにおきましてもいったい員費というものがどんな性格であるのか、あるいはその基準がどうかということとで私自身も本会議で答弁を求めたわけでございますが、そのときにも先ほど米答弁されておるようなことで明確にされなかつたのでございまして。そのとき、私はいずれの機会かにごんご明確なものを出してもらいたいということとを、当時総務部長に質問したのであります。前回にもまして今回の場合には不明確な答弁しかないし、説明がないという気がいたします。で、私は議案が上程されて、それが十分に正当性を持った説明がないという段階では、判断を下すわけにまいらんと、こういう原則があることを自分にいい聞かしております。そういう意味合いからいきますと、先ほど来の答弁を聞いておりまして、自分が納得するというその判断基準が明確にされないわけでございますので、それぞれ理事者のもっと率直な御意見、あるいは説明、答弁というものを求めたいわけでございます。

ことに、一般市民の側から申し上げますと、すでに皆さまが十分に御承知のとおり、いま四日市市政の中で市民つまり納税者が税金を出しておる、出しておるけれども見返りがないということと、それに対する不満がたくさんあるわけです。そのことが先ほど大島議員がいわれたように、あるいは同僚議員が指摘されたように失対賃金が八十三円を打ち切りしようという意図さえ現在理事者にある、でそのことが片一方にありながら特別職の給与を上げる、

あるいは議員歳費を上げるという提案がいったい市政の中で矛盾を生むのではないだろうか、矛盾を感じないかどうかということが考えられるわけです。

さらにまた慈善橋が何年前に災害で落ちて、人がなくなってもなおかつそれが十分責任が取られていないという実態もあるわけです。さらにまた雨が降ればそこらがぬかるみになる、こういった問題もたくさんあるわけです。そういう市民の感情からいいますれば、もっと明確な理由というものをここに出してもらわねばいけんのじやないかと、こういう気がいたします。従って、私が再度この議員報酬について説明を求めたいわけでございます。よろしく御答弁願いたい。

さらにもう一点の問題については、いわゆる年度が終末に近くなっている二月現在、二月の時点において臨時議会の場合に歳費を増額するという、そういった提案の仕方に問題があるのではないか、つまりあとひと月も待てば三月の定例会があります。従って三十九年度には、四日市市長はこういう予算を組み、こういった施策をするんだと、こういうことが明らかになります。その中で議員歳費については、こういうようにしていくんだと、こういった市政のつながりの中での検討がなされるのが必要ではなからうかと、こういう意味から私はいまこの二月の臨時議会の中でこの問題を討議し、決定するんじゃないかと、むしろここはいったん引込ましてもらって、三月の定例会の中でこの問題を検討したらどうだろうと、この点については市長並びに議長に再考を促したいわけでございます。

大変失礼な話をしたかとも思いますけれども、この歳費問題というのは常に新聞等が取り上げ、すべての納税者が真剣に見守っているのだと、こういった背景を考えた上での御提案なり御審議をお願いしたい、こういうことで御答弁を求めます。

終ります。

○議長(田村末松君) 暫時、休憩いたします。

午後四時二十分休憩

午後四時四十四分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市立病院副事務長(田中正一郎君)登壇〕

○市立病院副事務長(田中正一郎君) お答えいたします。

市立病院の更正減額につきまして、一点の借損の寝具の借上料の更正減額でございますが、その説明といたしましては、三十八年度の当分の予算に一組三十五円で二百五十ベット稼働の一年間の寝具料を組んだんでございますが、基準算を行ないます場合、県の許可、あるいは検査という手続き上の問題がございます。八月に開始されるようになります。四月のずれが出ましたこと、契約につきましては、会計に依頼いたしまして格安で契約ができたというところから、上程の百十三万七千六百七十円の不用額が生じたのでございます。

次に、利子の二百万円の更正減額でございますが、当初予算措置といたしまして、最高借り入れ限度額を四千万円と考へまして、日歩二銭二厘の一年間の予算を計上したのでございますが、それを運営に努力いたしました。現在までのところ歳出二千万円、増在八百万円という借り入れで、なお一般会計からの利子も少くすましておりますので、こんどの見直しもつづけて約二百万円の減額ができると、こういう見通しで更正減額した次才でございます。

〔助役(二宮力君)登壇〕

○助役(二宮力君) 給与の改定につきまして再度のお尋ねでございますので、改めて申し上げたいと思っております。

職員の給与並びに議員の歳費、特別職の給与これらにつきましては、それぞれ条例を異にしておりますが、別に単行条例がありません。この単行条例によりますとというと、一般職の給与の改定があったときには、特別職あるいは議員歳費につきましてもそれに準じて改定するという建て前になっております。従いまして、この特別条例の趣旨によりまして昨年の暮からこれらの問題をまとめまして改定したいということで、すでに全員協議会の席で申し上げてございましてとおりでございます。

しかし、なお慎重を期しまして、その後、日を費している同格都市につきましては調査を進めましたところ、ようやく各都市のものがわかりまして、歳費につきましては平均五万五千円、市長の給与につきましてはおおむね十八万円もしくは十六万円という線が出ましたので、これらを基準として改定したいという意向になったのであります。ときあたかも一月三十一日に職員組合との給与改定等の問題につきまして全般的な話し合いが完結しましたので、これらの問題の検討をまとめまして、なおその中でいけばん歳費につきましては、お尋ねのように性格が非常に問題でございまして、かねがねわれわれはこれにつきましては、実費弁償ではなく、また生活給ではないと、いわゆる報酬であるという建て前から、事務的には自治省並びに各都市の集りにおきましていろいろ線が出されておりますそれらの線にも沿っているかどうかということも勘案しまして、この程度のこと望ましいという結論に達したのであります。

以上のような見地から御提案申しました次才でございますので、よろしく御審議いただくようお願いいたします。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　オ六号議案の質問につきましては、了解をいたします。とくにオ二点目の問題については、大変、御努力をなさっておられるのでございますので、こんどにつきましてもそういった方向の努力を要望いたしておきたい

と思います。

議案オ三号の問題でございますが、若干明らかになった説明があったわけでございますが、私がいけばん質問の重点といたしました市民の市政に対する要求の度合い、それとの関連、つまり政治的な判断という問題については、明確な御答弁がなかったわけでございます。先ほども申しましたように、特別職並びに議員の歳費を引き上げるといふそのことと、さらにたとえば再度申し上げますが失対賃金の八十三円の打ち切りが意図されるやに聞いております。で、そういったことを考えてみますと、片一方では大きく金額が引き上げられ、片一方では逆に大きく下げられる方向にすらある。そういった市政の中における矛盾にどう対処するかということが、一つの問題として大きく市民が持つものだろうと思えます。たとえばさらに申し上げますならば、今日、当議会の中にこの四日市地域の中から月額一万円以下の賃金をなくして欲しいという、こういった請願が出ておりますし、さらに税金をもっと下げてもらいたいという、減税をして欲しいという請願も出ております。また市長あるいは理事者各位においても、日常おそらくこの部局におきましても市民の要求というものが、あるいは陣情なりあるいは相談なりという形で、あれやって欲しい、これやって欲しいというものがあると思う。そういった市民の要求とどう特別職並びに議員の報酬引き上げを考えるか、こういったことを聞きたいわけでございます。

具体的に当議会に出ております一万円以下の月額賃金をなくして欲しい、つまり飯が食える状態の市政というものを考えて欲しいという、そういった市民の要求なり、あるいは税金をもっとまけて欲しいという、そういった生活実態にある市民の人々の要求にどうこたえるのかということも、合せてこの際市長の考え方をはっきり示していただきたい。そういったことも私は特別職並びに議員の報酬の引き上げの場合に、当然議会としては考えなければならぬだろうと、こういう意味合いでもう一つ明確なる問題に御答弁願いたいと思えます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） まことに条理をお尽しになったお話でございます。ただいまの御提案申し上げておりますことと、昨今御要請に一部なっております一万四以下の低収入の者をなくしたい、これはだれでも考えますことでありますが、ただこれを市の意思として発表するというようなことにつきましては、なかなかむずかしいことで、そういうことは望ましいということ、できるだけそういうことにしたい、これは同感であります。

そこで、この問題とかみ合っているかどうかということは、これはまあいろいろ考え方によりますが、ただいま御提案申し上げておることは、皆さまと市の理事者との給与の引き上げをいたしたいと、こういうお願いをいたしておるのでございますが、ただいま二宮助役から答弁いたしておりますように、各都市の情勢などいろいろな情報が入ってきておりました、そういうものは全部勘案いたしましたのでございます。

また、市の理事者側の問題につきましても、いろいろ考えまして、また周辺の都市等の考え方もおおよそ、なんといえますか均衡の取れたようになつたことも考慮しませんと、野中の一本杉のようにぽかんとしたことをやるわけにはなかなかまいりませんから、常識的に判断してどここの市がこれくらいの待遇をすれば、こうさしていたかなければならぬだろうということを考えたような次才でございますし、またたとえば国のほうにおきましてさかのぼるといっても、市といたしましてはなるべくさかのぼらないという方針を取りたいということは、市長としてもずいぶん考えてみたのでございます。そうしてできるだけ抑制をいたしまして、申し出たような次才でございます

なお、税金の問題が出ましたが、私は、税金は四日市はやはりなんといえますか、非常に安いところをやつておるんだと、こう考えているのであります。もしこれ以上のことをやりますという、片一方のほうにおいていろいろ障害が生じてくる愛がないといえないのでございます。たとえば、そんなふうならば補助とかなんとかいうことは

らないじゃないか、というようなことも起こつてくる心配がある。かねてそういうような場面が一、二回あったことがございまして、やはりものがそう行き過ぎましても、過ぎたるは及ばざるがごとしで、まことにぐあいの悪い、心はそうしたい、他の都市ではやれないくらいのことをやってみたいと思ひましても、やはり日本に住んでおります以上は、国のほうからながめまして特別なことをやれるところならば、自身の力でやっていたらいいだろうと、こういうふうになりかねない場面がたくさん出てまいります。私は、そういうことが果してよいか悪いかわかりませんが、市といたしましてそういう経験を持つておりますので――しかし、御趣旨のとおり四日市市といたしましては、できるだけ市民の御負担につきましては、軽くさしていただきたいということが念願でございます。皆さんの御協力をえまして、そういうような都市経営の、都市財政の経営方法を強調いたしておきたいと思つております。

○橋詰興隆君 簡単ですから、自席でお願いします。

大変、含蓄のあるお答えをいただきまして、感謝をいたしております。

いま最後に市長が申されたことばがですね、実際の形になってこんどの市政に現われてくる、また議会としてもその努力をするのたという理解のうえで、質問を終わります。

○議長（田村末松君） 他に御質疑ありませんか。

おはかりいたします。他に御質疑、御意見もないようでありますので、本件につきましてはこの程度をもって質疑を終結し、直ちに議案の採決を行ないたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。

議案才三号ないし議案才十三号の十一議案を、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって議案才三号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ないし議案才十三号昭和三十八年度四日市市水道事業会計才三回追加更正予算の十一議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才十七、議案才十四号工事請負契約の締結について、ないし日程才二十三、議案才二十号購入契約の締結についての七議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について御説明申し上げます。

議案才十四号は、新三滝橋橋梁新設工事の請負契約案でありまして、指名競争入札に付しましたところ請負金額一千百二十九万四円をもって三重郡川越町南福崎二九四、松岡建設株式会社に落札決定いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案才十五号は、昭和三十六年度災、頭首工復旧工事の請負契約案でありまして、指名競争入札に付しましたところ、請負金額六百六十万円をもって市内尾上町一三番の六、中央建設株式会社に落札決定いたしましたので、請負契約

約を締結しようとするものであります。

議案才十七号は、山の手配水池築造工事の請負契約案でありまして、指名競争入札に付しましたところ、請負金額二千三百九十万円をもって市内諫訪栄町二番三号、株式会社久志本組に落札決定いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案才十六号は、遠洋漁業基地魚舎増築工事の請負契約案でありまして、指名競争入札に付しましたところ、請負金額五百七十九万四円をもって市内相生通り四一二四、大衆建設株式会社に落札決定いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案才十八号、十九号は、さきに議決されました千才町・小生線街路築造工事及び日永処理場築造工事の請負契約の更正案でありまして、金額九百二十万八千三百四十八円、金額五千九百五十四万五百五十四円でそれぞれ請負契約の更正をしようとするものであります。

議案才二十号は、予算外義務負担にかかる上水道工事用材料の購入契約案でありまして、昭和三十九年度当初において速やかに施工を要する朝明川導水管布設工事の材料を購入するに当り、直管関係につきましては、現在製造業者が二社だけであり、かつ、納期、製造能力等を考慮して、やむをえず久保田鉄工株式会社及び株式会社栗本鉄工所と随意契約により契約を締結いたしました御提案申し上げたものであります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託並びに討論を省略し議案の採決を行ないたいと思えます

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。

議案才十四号ないし議案才二十号の七議案を、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって議案才十四号工事請負契約の締結について、ないし購入契約の締結についての七議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十四、発議才一号字の区域の変更についての意見についてを議題といたします。

本件は、常磐地区の土地改良事業の施行に伴う字の区域の変更について、地方自治法施行令才百七十九条才一項の規定により、知事から本議会に対して諮問があったものでありまして、本案のように答申いたしたくおはかりする次第であります。

本事業は、団体営耕地整備事業で、大井平地区区画整理事業として昭和三十五、六両年度にわたり工事面積二七、三〇八ヘクタール、約二十七町歩を施工したものであります。

御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

別段、御質疑、御意見ありませんので、本案のとおり答申いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって発議才一号字の区域の変更についての意見については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

○議長（田村末松君） この際、おはかりいたします。

前川議員ほか二名から、お手元に配布の一覧表のとおりそれぞれ緊急質問の通告があります。

前川議員、喜多野議員、副副議員の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって三君の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことに決定いたしました。

前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 質問を取り上げていただいて、感謝します。

私の質問は、現在、交通安全対策というのが当面の急務になっており、これは年々、というよりもむしろ日々、その深刻の度を加えておる、こういう状態であって、また一昨日においても国鉄の踏み切りで、あるいはその前には近鉄の踏み切りで大きな事故を起こしております。

そういう事態の中で、市が交通安全の問題について積極的に取り組んでいくということが、この前の議会でも発表

されまして、われわれは意を強くしておるわけですが、ここで質問いたしますのは、新聞等でわれわれすでに承知しております湯の山線の広軌化、そうして近鉄の乗り入れと、これが三月一日から実施され、だいたい二十日間くらいならし運転をやつて、そうしてスピードアップをやる、こういうことがいわれておるわけです。いままでも約四十キロか四十五キロぐらいの非常にゆっくりした運転をやつておつた電車が、これによりまして八十キロも、さらにそれ以上もスピードアップされる。しかも電車は、大きくなる。回数もふえる。こういうことになってきますという、なが年のいままでの感覚でなじんでおつた市民といたしましては、いささかとまどうわけです。とまどうだけならまだよろしいが、うっかりすると思われ事故が起こらないとも限らないわけです。この点につきまして、市当局として十分に四日市地内を通るこの広軌の対策を立てられるように、近鉄のほうに申し入れられておると思うのですが、念のためにそれについてお伺いいたします。

私の調べたところでは、四日市にたいたい十カ所ぐらい踏み切りがあるようです。この踏み切りについて、踏み切り警手を置く踏み切りはゼロ、警報器のつく踏み切りが三カ所、あとは無警報踏み切りと、こういうふう聞いておるわけですが、果してこんな状態がいいのかどうか。それからさらに、この沿線にはたくさんの方が隣接してあります。これらに対しての安全策が、どのようになされておるのか、あるいはどういう要望をされたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

〔建設部長（白峰久殿君）登壇〕

○建設部長（白峰久殿君） お答えいたします。

三重交通株式会社におきまして、昨年九月、湯の山線の改良計画につきまして、市のほうに設計協議を受けまして、関係部内で協議いたし、地元の関係方面にもよく打ち合せ、道路の拡張とか、あるいは水路の改良につきましては、

条件をつけまして承認したわけでございますが、交通安全に伴います警報器の關係につきましては、会社のほうでこちらに打ち合せは来ておりません。しかし、地元の各方面から相当の要求ございましたので、市のほうといたしまして踏み切りの拡張、つまり前後の道路に合うだけの踏み切り拡張、並びに保安設備をするよう会社に強く要望いたしました結果、会社側は交通量の調査あるいは設置基準につきまして、運輸省の指令に基づいていままでも警報器の全然なかったのを、とくに三カ所認めて設置したわけでございます。こちらから申し上げますと近鉄四日市駅裏、天理教の近くの市道西町。赤堀線一号一カ所。なお、松本駅の東で県道、西日野大井手線一カ所、高角の地内の県道、四日市・孤野線の矢合川に沿うた三カ所を設置したわけでございます。

警報器の設置につきましては、いろいろむずかしい条件がございまして、一日交通量、人間の数に換算いたしました五千人八百人以上通るところでない、会社のほうで設置をしないことになっております。とくに必要な場合は、申請者において費用を出す場合は別でございます。

はなはだ簡単でございますが。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 運輸省の設置基準は、私も聞いております。しかし、だからそれでいいのかと問いたくなりますが、たとえば川島の踏み切り、これは川島の人たちはおそろくあの道路を通らなければ四日市に出てこれないわけですから、ほとんどの人があそこを通る、しかもあれは曲り角になっておる極めて危険な状態だと思つたのです、それが一カ所。また、工業用水の水管を埋めましたところ、これはいままでも議会でもすいぶん論議をされ、そうしてもうあの道路が十分に使えるようになるには時間の問題になっておるわけです。こういうようなところをですね、運輸省の設置基準がこうだから、これでいいのか、その点について理事者側の考え方を聞きたいと思つてます。運輸省の基準どおり

でやむをえないのか、あるいはもつと何とかしなければならぬのか、それが一つ。それから、オ二の問題でお答えがなかったようなので、再度質問します。

〔建設部長（白峰久駿君）登壇〕

○建設部長（白峰久駿君） どうも先ほど安全柵の御質問にお答え忘れまして、まことに恐縮でございます。湯の山線の市道に併行いたしまして、十二カ所古いまくら木で木柵をやることになっておりまして、延長にしまして九百二十メートルございます。踏み切りを渡ってすぐ左右に併行に市道がある場合には、五メートルないし十メートル、長いところでは百五十メートルほど安全柵をやっておるはずでございます。

なお、先ほどお話の川島の道路の踏み切り、また中川原の常磐の踏み切りということ伺いましたのですが、これは、川島のほうは県道でございますして、管理者が知事になっておりますし、こちらとして要望したのでございますがいまの設置条件にほど速いということで、実現しなかったのでございます。

同じ常磐の中川原地内の市道も非常に交通が少いということで、認めていただけなかったわけでございます。こちらのほうで経費を持つということになって申請すれば、これは別でございます。その点、御了承願います。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 事務的な答弁は、だいたいいただいたようです。しかし、一番最初に申し上げたように、交通安全対策というのは、これは単なる運輸省の基準だとか県の所管だとか、こういうようなことで処理されていいものではないと思うのです。相手は動くものであるし、しかもスピードが倍加される。それからまた、そこを通る自動車そのものは飛躍的にふえていくということが、こういうことが目の前に見えていながら、私は事務的な答弁では満足できない。こんなこんな事故が起こらないということを、保証できるでしょうか。どうしてもこの点については、事務担当

者として要望するということになしに、市長みずからこういう問題に対しては積極的に市民の安全を守るという立場で交渉し、どうしても踏み切りに警報器なり遮断機なりがつけられないとすれば、もっとほかにワイドミラーをつけるとか、いろいろ対策があると思うんです。

要するにこちら側が積極的に取り組めば、もっと解決の道があると思いますので、どうかその点強く、こんごまだひと月ばかりの間がありますから、強い要望をもって万全を期していただくようお願いをいたしまして、この質問を終ります。

○議長（田村末松君） 喜多野議員。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 緊急質問の機会をえまして、本当にありがたいと思います。

本件の、いま質問しようという問題は、今月いっぱいいろいろな検討して処置をしないと非常に困る問題でございますして、緊急質問をさせていただいたようなわけでございます。

それは、現在、新聞紙上等でも非常に問題になっておりますが、四日市商業高校の定時制の校舎の移転に対する問題でございます。

この問題につきましては、内容につきましては新聞等でおわかりだと思えますが、概略申し上げたいと思えます。現在の塩浜にあります四日市商業高校の定時制の校舎は、県のほうで公団のほうに売却いたしておりますので、早急に尾平のほうの新校舎に通学するようにというような話がありまして、いろいろな生徒の生徒会等の会合をもちまして、どうしても尾平のほうへ通学せよということになりますと、相当数の人が学校をやめなければならぬ、こういう

うような事態が起こりまして、生徒会のほうといたしましては、なんとかこれに対していい案はないかということで種々検討し、あらゆる方面に陳情、請願をいたしまして、なんらか早い処置をお願いしたいという点で動いているような状態でございます。

本件につきましては、私もいろいろな県の教育委員会のほうにお願いにもあがって、よりよい処置をお願いしたいという点でお願いにもあがってきたわけでございますが、要するに現在の四日市の問題でございますので、四日市の議会といたしまして、市長としてどのように問題について考えているか、また教育委員会としてどのようにしてこの勤労青少年を保護、育成していくかという問題は、教育の本質的な問題だと考えておりますので、その点につきまして、市長及び教育委員会の態度というものについて、質問をしたい、こういうように考えたわけでございます。

本件につきましては、ほとんどが女生徒でございますので、夜間通学ということになりますと、非常に危険性もあります。そういうような点からできるだけ近鉄沿線の近いところにそういうものを設定して、本当にまじめに働いて、そして勉強しようという勤労青少年に、なんらかの温い目を向けてやらなきゃいけないというのが、本当にわれわれの願うところでありまして、そういう点につきまして県に対して、市といたしましてもこのように四日市の市としては考えておるんだという態度を表明して、なんらかこれらに対して本当に喜びの持てる方策をお願いしたいと、このように考えて緊急質問をいたしました。

市長としての考え方、教育委員会の態度につきまして、御答弁をお願いしたいと思います。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 定時制の問題につきまして、教育委員会の態度として私から御答弁いたします。

これは、皆さん御承知のように、先に喜多野議員から説明ありましたようにすでに前からの問題でございます。私たちがいたしましたしましては、定時制としては独立校舎を持つべきであるという基本線と、それからすでに塩浜におります生徒につきましては、できましたら現在のところを終了できるようにしていただきたいということを、こういう二つの線でお願いをしておたのでありますが、県の教育委員会の現在の時点での方針といたしましては、尾平の新校舎でやるという方針と、それから現在おります生徒につきましても、尾平にバスをもって収容したいという考え方でおるようでございますので、これにつきましては、私たちがいたしましては反対でございます。喜多野議員の御趣旨のように、近鉄沿線に独立校舎を持つという基本線をまずかまえて、現在の生徒をその基本線に乗った線で尾平に通学でなしに、違った立場で収容いただきたいということを強く県に希望していくつもりでございます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） この問題につきましては、かなりの経緯がありますので、ちょっとながくなりますけれどもお聞き取り願いたいと思います。

現在のところ、御承知のように商業高校のほうは山の手のほうに移りまして、そうしてそれに対して県の御意向とせられましては、あすこの土地を売却して山の手のほうへこれこれの分は出したいつもりだと、こういうお話でございました。そのときにはまだ定時制の問題は出ておりませんでした。その後、御承知のとおりメリノールを誘致いたしますときに、桜地区におきまして高校の土地を提供していただき、そうしてそれに対して議会の御承認をえましてそれも買わさせていただきました。メリノールは片ほうの場所にやらなきゃならぬということになりました。

そのときに、知事とのなんといえますか、話し合いといえますか、おおよそのいい方としましては現在のこの、西浦の高校が早晚、道路関係でも動かさなければならぬし、また学校がああいう騒然たる場所で好ましくない、だ

から一つこの際思い切って桜のほうに移していただきたいことを申し上げて、またなんかこれは一つ、そういうふうにも勘考しなくちやならないんじゃないかなというふうな、まあ御意向であったように思うのですが、中央高校がまずに決まりました、あんまり同じような性格の学校が、同じようなところに行くということについて、県当局としてはいろいろと難色があるというふうなことであり、それからこちらのほうの工業高校といたしましては現在、新築してあるものもあるというふうな次方であるし、非常に便利なところでもある。そこには定時制のものもあるということだからというので、なかなか歯切れがきませんでございました。

そこで、市長といたしましては、これは早晚動かさなければならぬ問題だし、両方とも、片方はあんまり工場に近いし、片方は将来四日市の非常な要衝になるところだから、むしろ定時制のものを一つとところにまどめて、そうして交通至便なところをもって行って、ただに寄るばかりでなしに、昼もやれる。もう少しゆったりした考えで、いま二回のやつを四回でもやれるというふうにしたならば、四日市のような都市には非常に適応しておるのであるから、そうやっていただけないだろうか。県のほうにおかれてもはく大な経費がいくことであるが、しかし塩浜のほうの土地をどれだけ御処分になるのかしらぬが、おそらくそれは余ると思う。また、こちらのほうの高校の敷地を、これを処分することになれば、相当な財源が出てくる。これらのものを現在、四日市に現存しておるところの学校を他のところに散らしてもらったり、その財源をほかに使っていたかどうかということはできるだけ一つ避けていただいて、やはりながい間のいきさつもあり、また土地については西浦のところには特別の事情もあり、また海岸のほう、塩浜のほうにおいても学校を作るということで国のほうから譲り受けになったのだから、せひそういう財源は、そういうような改善をしていく、しかもいまよりよき状態になるように使っていただきたい、これが市長のお願いしておったこと。

ところが、その後ただいまの塩浜のほうは山の手に越して行くと、いよいよこれをしなければならぬと。ところが県におかれましては、詳しいことは私には存じませぬが、公社のほうでいまその金を立てかえて、そしてまあ出さなければならぬということ、それは早急に処分しなけりやいかぬというふうな場面にも立ち至っておるようにならぬか、それよりかちよつと前に、どうだろう一つ、あすこの学校だけは楠のほうに譲ってやってくれぬか、楠のほうにはなんにもないのだから、楠町もっていきたいと思うがどうだろうか、というふうなお話がございましたが、われわれは隣町との関係の親善を欲しておりますので、それも一策でございましょう。しかし、なかなかお金の要ることであるししますから、まあ四日市としては相なるべくなればやはり四日市市内のほうにお定め願ったほうが、市民感情はいいと思えます、こう申し上げておりました。

その後、あの土地を処分なさる急ぎ方からだろうと思うのですが、市内の学校どこか一つ定時制に貸してくれないかというお話がございましたが、それなら県立校のほうを先に御使用になつていただくのが、順序が正しいんじゃないかと、中学とかんとかいいうものを借り上げられることは、なかなか困難じゃないかと思う。富田にしましては、つて便利などころにあるということだから、なんとか一つ県立のほうで間に合せるようにお取りはからい願いたい、こういっておりましたところが、楠の話もいつの間にか消えていき、また県立の学校のほうに移転させるということもそっちのけになり、いろいろの御苦心にはなつただろうと思うのですが、そういうことは消えていきました。

そして、今回のことについて、たしか二週間か三週間前だと思えますが、市に了承しないかということで県の教育委員会の方がお立ち寄りになったのであります。市長にも意見を求められましたが、まあそういうことは好ましくない、できれば一つそれまではいまのままにしまつて、私の申し上げておるよう定時制の学校の立派な独立したものを、交通の便利な土地を買って、一つ作るということに踏み切つていただく。市も応分の御支援をさしていただ

くがいろいろと思う。将来のためだろうと思う。また、学生も自分たちの学校だと思って、のびのびとやれるのといやがるるところに入れてもらって無理にさしてもらうのとは気分も違うし、とくにこの学校にいらっしやる子弟の方は、²²側実²³に自分が仕事をしながら勉学をしようというのだから、そういう人たちのためには非常に明朗な場所を与えて勉強させたいという親心もありまして、私はいまでもそれを考えております。財源がないといえば、ないことはない。土地を売ってするというのですからある。ですから、こんどの御処置につきましては、市といたしましてはどちらかといえば、一つ御容赦を願って、私の申し上げておるような積極策の一つ乗りかえていただけると、市会の方々の御協力もえ申したいと、こう考えておるような次才でございますが、しかし、この四月に差し迫っておる問題でございますから、これは当分このままにしておいていただいたほうがいいんじゃないか。お売りになるのには差しつかえあるかもしれないけれども、まあ一年ぐらいはどこでもあることでございますし、金利が食うといえは食うですけれども、それぐらいのことはこういう時世でございますから御辛抱願って、一つできれば一年ぐらい猶予していただいて、その間に私の申し上げておるような積極策に乗り切っていただいて、そうして見事な地所の処分をしてやっていたきたい。

西浦の問題につきましても、そのとおりでございます。いろいろいきさつがありました、あすこを処分をする金は学校をこさせること、定時制学校もこさせること、そうしてなおかつ金が余ったら、四日市の大学を設置するため、その金を使うこと、こういうことをお願いして、了承をいたしました、こういっておられる。これはまだ議案にかける対象にまいりませんと思いますが、そういう御了解でもって、こんど西浦地区の整備につきましても御同意をえておる。従いまして、一年ぐらいお待ち願って、その間に一つ具体策を考えて、学生諸君がさらにもっといい学校に進めるように運動方針を立てていただきたい、私はこう思うんであります。

さしすめのところといたしましては、当分このままにしておきたいと、こういうふうに考えておりますが、もちろん市の理事者としては、そういうことを申し出るつもりでございます。どうぞ一つ、御支援のほどをお願いいたします。

○議長（田村末松君） 訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 青少年というよりも、むしろ生徒。児童の非行化、あるいは不良化が文字どおり続発してきている現状に鑑みまして、むしろ緊急の災害以上の緊急の問題ではないかと考えて、質問申し上げるわけでございます。

教室で賭博をしたという新聞の発表がありましたその次の日も次の日も、また同じような不良化、非行化の子供が出ておりますし、またけさも聞きますと、その生徒の非行の問題が出ておるようでございます。変動し発展してくる事象に、静かにわれわれの目のつかないところで青少年がこのように不良化し、非行化していくことについてわれわれは心から心配をし、緊急のなんらかの対策を立てなければならぬのではないかと思うわけでございます。

聞きますと、青少年補導センターを青少年課にするという話を聞いておりますやさき、すでに新聞では厚生部の所屬ということが発表されておるようでございます。私はこの問題については、厚生部に所屬させるというその考え方に、この生徒、児童の取り扱ひ方の根本的な間違ひがあると思うわけでございます。単に部の所屬だけの問題でなく、そういう考え方の問題でございますが、そもそもこの青少年の不良化という問題につきましては、現象的にはあるいは特殊な家庭の事情があるとか、あるいは特別、学力が落ちるとかいう事情があるかとは思いますが、根本的にはこの社会の矛盾を敏感に受け取って、普通についていけない子供がさらにそれで行ったのではないかと、と

いうふうに考えるわけでございます。

ある学校の教師が、子供が自分のうちの歩道が暗いので通る人がどぶに落ちるので、懐中電灯をもって照してやると、こういう子供の報告に、小さな小さな親切運動で大変感心です、と指導をしております。発達の段階においては、そういう指導もけっこうですけれども、市の広報映画でも百万ドルの夜景といいながら、昼をあざむくようなこの四日市のかげには子供が懐中電灯で照らして通行人の危いのを助けてやるというような事象が起こっております。さらには先ほどの定時制高等学校に通う女の子が、危くて歩けないというような四日市の事情でございます。こういったことが、一つの社会的な矛盾でございます。当然公費でしなければならぬ街灯さえもつけられないという、その暗さと昼をあざむくあのコンビナートの百万ドルの夜景と、この矛盾の中で子供はいたい世の中というのはどういふものかという、そういう感じから子供がそれで行く公算は大きいのではないかと思えます。

付近にないほど立派に、学校が建築されます。しかし、多くの同僚議員の方からいわれたように、この場でもたびたび取り上げられたように、法律に反して義務教育が行なわれておるといふその現状を、子供が単に法律に違反したとあって、いましかることができるといふ問題でございます。そのような社会的な矛盾がいついあるところ、いったいどのようにしていくかというその問題は、私は教育の問題でなければならぬと思うわけでございます。

この間の子供は、たまたま二人とも仮設住宅でございました。そうしてまた、たまたま二人とも進学しない子供であつたようでございます。競争の激しいこの詰め込みの教育の中で、進学しない子供が前途に希望を持たずに町にふらふら出てくるならば、うたっている歌は高校三年生だという、こういう社会を取りまく環境の中で、ひがまざるをえないという現状があるわけでございます。こういった原因をつきつめていくときに、抜本的な対策と、いま直ちにやらなければならない対策が出てこようと思うのでございます。

そこで、私はこれを教育の問題として取り上げていくべきだと思っておりますが、少くとも犯罪者でも教育によっていい人間にかえていくという傾向のこのときに、私は子供を、悪い者は切り離してやるが至当だという教育長が新聞紙上で発表しておりましたけれども、それでは教育の責任者として、教師として私はいふべきではないと思うわけでございます。問題は、私はやっぱり教育の問題としてこれを取り上げていくべきであらうと思うわけでございます。なんとすれば、盛り場で子供をとらえるのではなくて、校区で子供をとらえていくべきではないか。校区には教育専門の教師もいるし、また協力してくれる親、PTAという団体もあるし、公民館もあるし、あるいはまた同級生もいるし、地縁血縁の関係もいるし、隣近所の助けもある。そういう校区でとらえていくとするならば、やっぱり青少年対策というものは教育の場で、内容的にも方法的にもやられるべきではなからうかと思われるのでございます。いまお聞きしたいのは、この事態に緊急の対策としてどういふ対策を練られたか、抜本的対策としてどう考えておられるか。子供の願いと親の祈りにこたえて、はっきりした御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（田村末松君） 本日の会議は、時間は議事のつごうにより午後七時まで、これを延長いたします。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕
○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

先に、富田の中学校と、新聞にも出ました山の手の中学校の子供の非行の問題がありますので、これについて内容を少し御説明いたします。

富田の子供につきましては、四名の子供が万引行為があつた。それから、教室でということでございますけれども、階段の廊下でその子供と別の三名の子供、七名でございますが、二回、トランプによる賭博行為というのですか、トランプをやつて、それによって一円、五円、十円というかけをした。これは、十分間ぐらいの休憩時間でございまして、そういうことがありました。

ところが、その子供のうちいちばん多く万引をやっていた子供が、二十五件やっておった。いちばん少ない子供は、二件でございます。それは、岡田屋・近鉄百貨店・OKストア・いちじょうや・マコー・白揚書房それから富洲原、川越、天神の洋品店、八百屋というところで、みかん、チョコレート、トランプ、レコードそれから靴下、文鎮、ナイフ、ジャム罐切そういうものを取っておったのでございます。

これは、どういふことから入ったかといいますが、そのいちばん多い子供は、切手の収集家でございます。切手を販売するところへ行って、切手を買いに行った。ところが、たまたまその人がちよつとはずしたときに、貼ってあったアルバムから切手を取ったということがはじまりでございます。そして、それを売って、金を使うことをおぼえた。それから、物を取るようになったとございませう。

それから、この賭博のことでございますが、この賭博につきましても、トランプで、これはカブというところらしいのですけれども、トランプの数字をまず出して、立っていて帽子を置いて九という数字を出すと、それに一円なり五円なりかける。それから、次のトランプをめくって行って、六、五、四、三と出たときに、いちばん九に近いものがそれをみな集めるといふことださうでございますが、こういうのを二回やった。ちよつとまあ季節的に屋外で遊ぶことが少ないものですから、こういうことをやっておった。これは階段でございまして、教師が目につきにくい、しかも十分間の休憩時間に二回やっとなつたといふことでございませうので、教師は知らなかつたのでございませう。これは一月の八日にやったのを、十日に警察に万引をしたあと不審尋問でつかまりまして、そういうことがみなわかつてきたといふことでございませう。

それで、学校としましては警察から、子供たちから一部始終を聞いて、父兄を集めて事情を聞いて、それから子供を守る会の幹部の方にもおいで願って、そうして事情を説明して意見を聞き、それからPTAの役員会も聞いて意見を聞いたと、こういうことでございませう。そのときの意見としましては、子供たちにこういう賭博行為に対する罪悪感というのが薄いということが学校でもいわれていませうし、父兄のほうでもいわれておる。父兄としましては、自分たちもこういうことについては、家庭で考えなければならぬといふことで、大いに自粛をして、父兄の間にけいもろしいいこうじゃないかといふ考え方を誓ってくれたらうでございませう。これが富田にあったこととございまして、みな二年生の子供でございます。

山の手は三年生の子供が一人、二年生の子供が一人、これが直接端を発しておりますが、この三年生の子供につきましては、昨年の三月末から五月末までに国児学園に入っておった子供でございます。この子は、前にも自動車に乗って行って、自動車を乗り捨ててくるといふことを、しよつちゆうやっておって、国児学園にやっかいになっておりました。国児学園でも数回脱走をしてくるといふことで、それでまあそこを出てきてから、鑑別所から学校に回されました。学校で保護観察をしておったといふことでございませう。

この子供は、九月の二十七日、四日市祭りの日に市内の二宮病院の隣の料理店の自動車を盗んで、二、三人連れをそこに入れてほうほうを自動車で遊んだ。そうして、そのまま放っておいて、これは警察に補導されています。それから、十二月一日に橋北の中学校の子供と、大阪から来ておった子供と一緒に、また自動車を盗みまして、荻野街道を乗り回してあるうちに事故を起こして、そこに乗り捨てていった。それから、いちばん新しいのは、二月の五日にこの子供ともう一人の二年生の子供二人が、羽津地区内で伊勢モーターズの事務所に入って、カバン、コート、上着を取って、洋服をかえて途中で中部中学校で生徒をおどしまして、五百円取って、そうして駐車中の自動車のうちから修理道具を盗んで、それから阿倉川の倉庫に入って、倉庫を荒して、そうして警察に保護された。従いまして、自動車を盗んで乗り捨て、盗んで乗り捨てたといふのを集めまして、全部でだいたい百三十万円程度になるといふこ

とでございますが、自動車は全部持主にかえております。

で、この補導状況ですが、とにかく盗癖があって、学校でもどうしても矯正することができない、鑑別所にもそういうことをいまして、二月に出てくる前に学校としては、これは特別に隔離してくれということをお願いしましたし、補導センターの意見もこれは隔離するが適当であるという意見でしたけれども、鑑別所のほうでは子供であるのだから、親が家のほうでしっかりみるといふのならよかろうと、もうちょっと、こんど事故があるまで出そうということでも出された子供でございます。

ところが、鑑別所を出てくるときには、涙を流してもうこれから一切いたしませんと出てくるのですが、すぐにこれは四、五日のうちにこういうことをやったというので、これは学校としまして、それから子供を守る会等におきましてもなんともいたしかたがないと、だからこの子供は置いておくと、ほかの子供をかたらつてやるので、これは隔離してもらうことがいいのではないかと、こういうことでございます。

もう一人、最終的に一緒になりました、これは住所は塩浜地区でございますが、ある事情で山の手に来ておったのですが、この子供につきましては、非常に複雑な家庭でございますので、まあ学校としても手の打ちようがないということでございます。こんどもう一べん塩浜に帰しまして、学校でこの子供については面談してみようということになっております。

まあ、概略以上のことでございまして、私といたしましては大変残念で、申しわけなく思っておりますが、PTAの対策としましては、学校の補導の専任の先生が現在一名塩浜におりますが、その塩浜の地区は、その先生が問題の子供についてはしょっちゅうついて回っておられるという便利がございまして、塩浜地区はいまのところはまあまあのう状態でございます。そういうことから、補導の専任の先生を強化してもらおうということを、強く県のほうにも三十

九年度からお願いしております。

それから、先にも訓覇議員から校区でこの問題をとらえていくという考え方でございますが、これは各地区に子供を守る会がございまして、全部入ってそういうことをお願いをしておりますので、これにつきましては皆さん大変お骨折りをいただいておりますので、これをまず強化して、ここでものこを処理していきたいと、こう思っております。

それから、富洲原の地区はよくやっていたので、新聞等にもおほめのことをいただいておりますが、これはそういう状態にあるのであって、かならずしも全面的に子供が全部よくなったという状態ではない、ということを私たちもみております。小康状態というんですか、一応そういう地区の人が注意を集めてくれており、学校も全部注意を集めてくれているからそういう状態にあると。だからこういう状態をしばらく続けていけば、非常によくなるけれども、これで安心であるという状態では私はないんじゃないかと、こういうようにみております。

いろいろの問題がありますけれども、大変申しわけなく、私たちもこれについては中学校長会を常にもちまして、もう少しまあ身の入ったというんですか、子供一人一人に身をもっていくところの対策を続けていきたいと、こう思っております。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 対策を立てるには、原因をはっきりつきつめなければ適確な対策は立たないと思っておりますが、ただいま聞いておきますと、現象の報告でございまして、よってもってくるところの原因についての分析がなされておらない。従って、これでは適確な対策の立てようもないと思うわけでございますけれども、少なくともそう言ったものをその後どうするかという問題と、そうならないようにするといふ問題があるうと思っておりますが、また一つ根本的な、抜本的な対策については、こんども追及も聞いていきたいと思うわけでございます。

しかしながら、教育の問題については、こんなにも大きな社会の矛盾に対してどういうふうな生き方をしたらよいかという、そういう教育の内容的なものが全教師の中に、全市民の中になければならないと思うわけでございます。従って、社会の矛盾は矛盾として隠さず、現実を正しく直視をして、そうしてそれをどういふ解決をしていくかという、そういう方向に生き抜く力をどうして教師が教えていくか、まわりのものがどうして教えていくか、どういう方向で育てていくかということが根本であろうと思うわけでございます。

その点につきまして、こんごとも一つ抜本的な、根本的な対策が早急に立てられますよう要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（田村末松君） 以上で、緊急質問は終わりました。

○議長（田村末松君） なお、この際おはかりいたします。

ただいま矢田議員ほか八名から、発議才二号四日市商業高校定時制校舎の早期建設に関する意見書提出についてが提出されました。

本件につきましては、緊急を要するものと思われまますので、この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。本件が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よってこの際発議才二号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

発議才二号、四日市商業高校定時制校舎の早期建設に関する意見書提出についてを議題といたします。

提出者の御説明を願います。

矢田議員。

〔矢田繁郎君登壇〕

○矢田繁郎君 説明を申し上げます。

ただいま喜多野議員、なお教育長、市長からもこの学校の定時制の問題について御説明があったと思いますが、当然教育民生委員会といたしましても、以前からこの問題をいろいろ検討し、研究しておったのでございますが、幸い新聞紙上でも大きく取り上げられまして、どうしてもこれを、教育民生委員会としてもこういう意見書を出したほうがいいんじゃないかと、こういうことになりました。意見書を出したわけでございます。

どうぞよろしく願います。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 別段、御質疑、御意見もありませんので、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。

発議才二号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって発議才二号、四日市商業高校定時制校舎の早期建設に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じ、二月臨時会を閉会いたします。

午後六時九分閉会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	田村末松
署名議員	官崎春吉
署名議員	坂上長十郎